

循環型社会形成推進地域計画 作成マニュアル

平成 17 年 6 月

令和 6 年 3 月 改訂

令和 7 年 7 月 改訂

環境省環境再生・資源循環局

目 次

はじめに	1
1. 循環型社会形成推進地域計画と協議会の開催	2
2. 循環型社会形成推進地域計画の記載要領	7
3. 循環型社会形成推進地域計画の記載例	7
4. 循環型社会形成推進地域計画の添付書類一覧	36
5. 循環型社会形成推進地域計画の変更	54
6. 循環型社会形成推進地域計画に関する事務連絡等参考資料	56

はじめに

本マニュアルにおいては、「循環型社会形成推進交付金制度」に必要な「循環型社会形成推進地域計画」の作成に当たっての考え方について説明する。

説明する内容は次のとおりである。

1. 循環型社会形成推進地域計画と協議会の開催
2. 循環型社会形成推進地域計画の記載要領
3. 循環型社会形成推進地域計画の記載例
4. 循環型社会形成推進地域計画の添付書類一覧
5. 循環型社会形成推進地域計画の変更
6. 循環型社会形成推進地域計画に関する事務連絡等参考資料

1. 循環型社会形成推進地域計画と協議会の開催

1. 循環型社会形成推進地域計画と協議会の開催

1) 循環型社会形成推進交付金制度

循環型社会形成推進交付金制度（以下「交付金制度」という。）は、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）の自主性と創意工夫をいかしながら、3Rに関する明確な目標設定のもと、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備等を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的としている。

本交付金制度は、市町村の策定する循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）に対する総合的支援制度であり、次のような特徴がある。

① 地方の実情に即した柔軟な計画と予算配分が可能

交付金は地域計画に位置づけられた各事業に対し、事業間調整・年度間調整が可能である。

② 明確な目標設定と事後評価を重視

廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進、最終処分量の抑制等に関する明確な目標を設定し、その達成状況や計画の進捗状況について事後的に評価し、公表する。

③ 国と地方が構想段階から協働し、循環型社会づくりを推進

地域計画の作成に当たり、国、都道府県及び市町村が意見交換を行うことにより、我が国全体として、さらには国際的な連携も視野に入れて、最適な3Rシステムを構築。一方、自由度の高い制度の創設により、地方の独自性、自主性の発揮も確保する。

なお、交付金制度の流れを、以下及び図「循環型社会形成推進交付金等に係る事務フロー図」に示した。

i 市町村が地域計画（案）を作成する。

- ・地域計画は、当該地域の廃棄物処理・リサイクルシステムの方向性を示すものであり、対象地域の処理システムの基本的な方向性や、整備する施設の種類、規模等の概要を見通して作成する。
- ・交付金制度は施設整備等に関する事業に対して財政支援を行うものであり、個々の事業について概算事業費などが算出されている必要があるが、機種や用地などについては、必ずしも確定している必要はない。
- ・また、機種や用地の検討を施設整備に関する計画支援事業として事業計画を見込むこともできる。
- ・なお、地域計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の2に基づき定められた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に沿う必要がある。

ii 市町村は国及び都道府県とともに循環型社会形成推進協議会（以下「協議会」という。）を必要に応じて開催し、地域計画（案）の内容について意見交換を行う。

iii 協議会を開催した場合、協議会での意見等を参考にして地域計画を作成する。

iv 市町村が策定した地域計画について、都道府県が計算に誤りが無いか、協議会での意見交換が反映されているか等について確認した上で、環境大臣に送付する。

v 環境大臣の承認後、計画支援事業や施設整備事業を実施する。

2) 地域計画の内容

地域計画は、明確な目標設定が重要なポイントであり、目標を達成するための施策として、施設の整備とそれに関連した計画支援事業のほか、発生抑制、再使用の推進及び処理体制の構築、変更に関する事項等について、以下のとおり記述する。

- ① 地域の循環型社会を推進するための基本的な事項 対象となる地域、計画期間、基本的な方向、ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況及びプラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容について記述する。
- ② 循環型社会形成推進のための現状と目標 排出量、再生利用量、エネルギー回収量、最終処分量等の現状と目標について記述する。
- ③ 施策の内容 発生抑制、再使用の推進に関する施策、処理体制の変更に関する事項、処理施設の整備、施設整備に関する計画支援事業等、その他の施策について、設定した目標達成に向け検討し記述する。
- ④ 計画のフォローアップと事後評価

3) 協議会の開催

協議会開催の概要は以下のとおりである。

(1) 協議会の構成

協議会の構成は、地域計画を作成する市町村と都道府県及び国（地方環境事務所）の担当者とする。必要に応じて、学識経験者等を追加することも可能である。

(2) 協議会の開催

協議会は、地域計画を策定しようとする市町村が必要に応じて開催する。協議会開催に先立ち、市町村は、地域計画（案）を都道府県に送付し、さらに、地域計画（案）を受けた都道府県は国にあらかじめ送付しておくことが望ましい。

協議会の開催は1～2回程度とする。

協議会では、意見交換に先立ち、市町村は案について説明し、その後、説明内容を踏まえ、質疑応答や意見交換を行う。

協議会開催の手順については、以下のとおり。

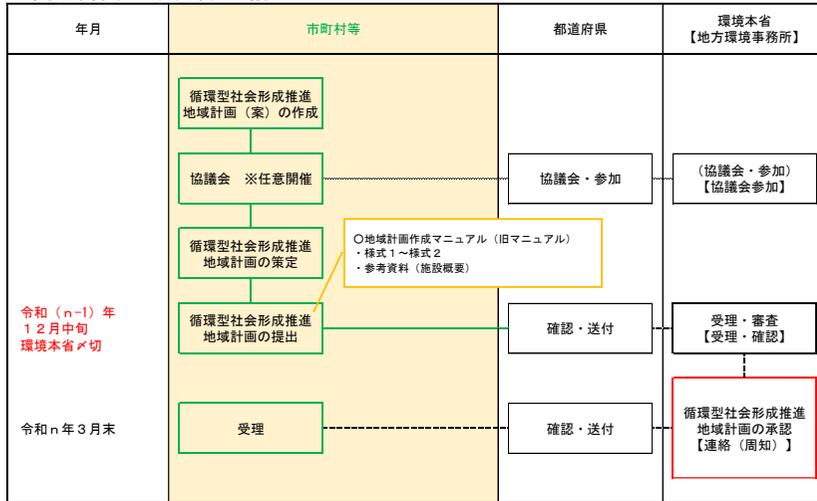
- ① 市町村が、地域計画（案）に記載した計画対象地域、計画期間、基本的な方向、処理の目標、ごみ処理及び生活排水処理のソフト面及びハード面の施策等の記載事項について、原案のように取りまとめるに至った経過を踏まえて説明を行う。

特に、交付金制度を活用して整備しようとする施設については、計画地域の一般廃棄物処理システム（分別収集区分、処理体制、処理施設、必要用地面積等）を踏まえ、施設の概要を決めるに至ったこれまでの検討内容について、説明が行われることが望ましい。
- ② 都道府県が、廃棄物処理法第5条の5に基づき策定した廃棄物処理計画との整合性や、都道府県が策定した広域化・集約化計画等との整合性について意見を述べる。
- ③ 廃棄物処理法第5条の2に基づく基本方針等を踏まえ、地域計画（案）の内容について、国、都道府県、市町村で意見交換を行う。

1. 循環型社会形成推進地域計画と協議会の開催

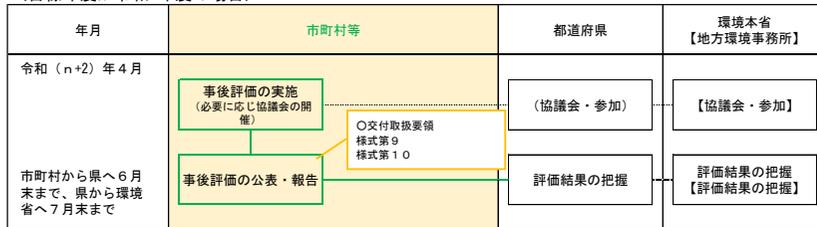
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）に係る事務フロー図（令和n年度予算の場合）

1. 循環型社会形成推進地域計画 （令和n年度向けの計画策定の場合）

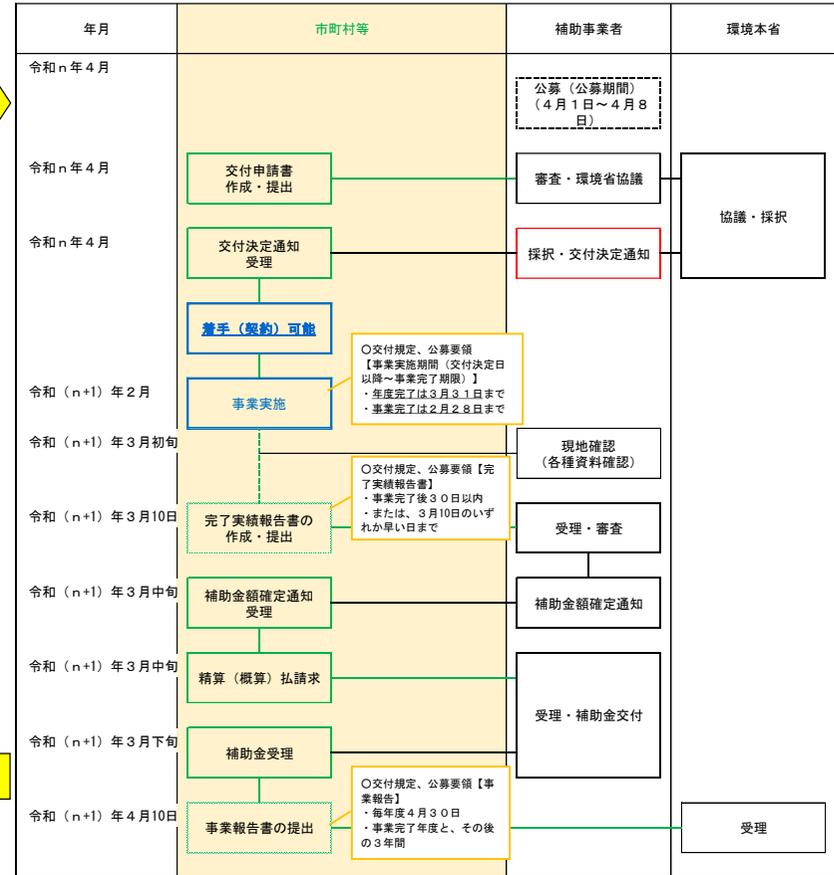


※年度末に承認するための一般的な事務フローであり、地域計画の策定が済んだものから随時提出することで差し支えない。

3. 循環型社会形成推進地域計画に係る事業実施後 （目標年度が令和n年度の場合）



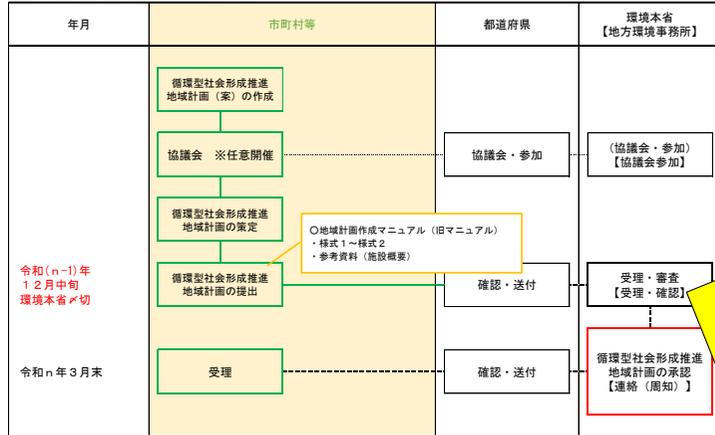
2. 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）



1. 循環型社会形成推進地域計画と協議会の開催

循環型社会形成推進交付金等に係る事務フロー図（令和n年度予算の場合）

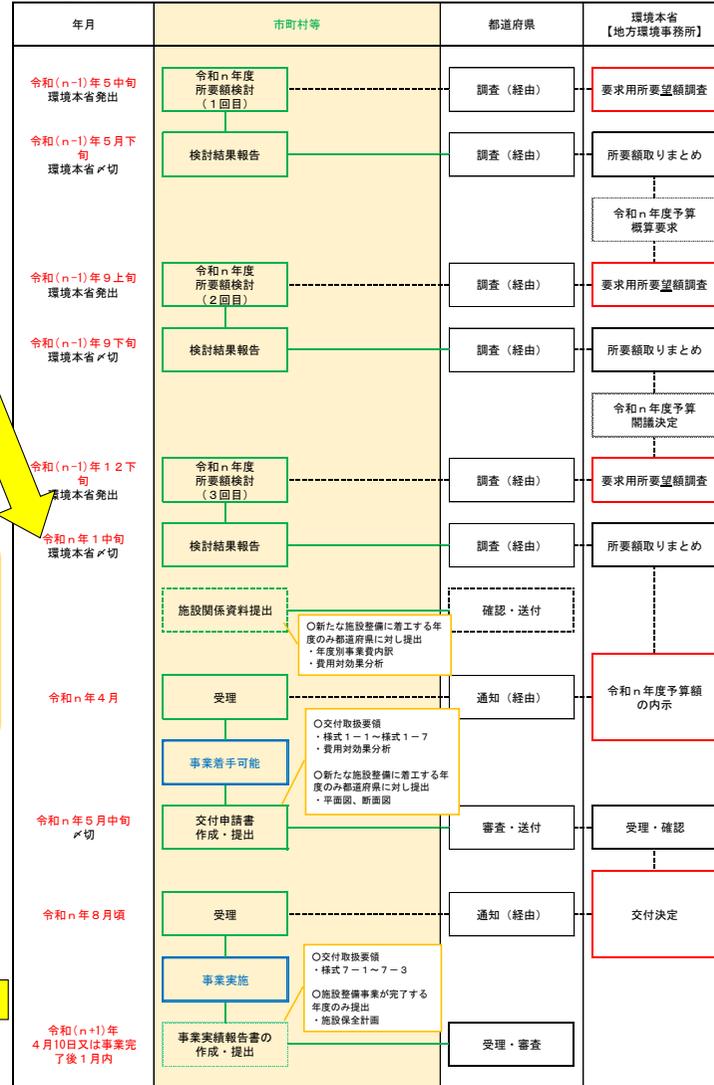
1. 循環型社会形成推進地域計画
（令和n年度向けの計画策定の場合）



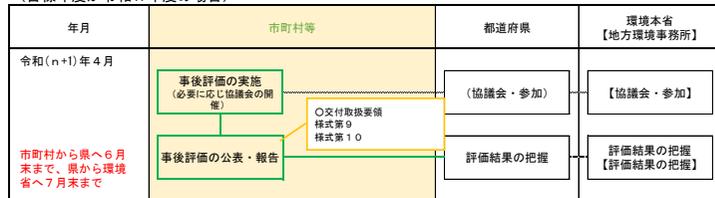
令和n年度3回目（翌年度内示に向けた所要額調査）において、12月に提出された地域計画から所要額を確認し、内示額を判断する。

交付要綱 第8第2項
環境大臣は、市町村から前項の規定に基づく地域計画の提出を受けた場合には、当該計画に対する交付金の交付及び限度額について判断し、その結果を当該市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体に対し通知する。

2. 循環型社会形成推進交付金、廃棄物処理施設整備交付金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金
（交付金を要する年度のみ）



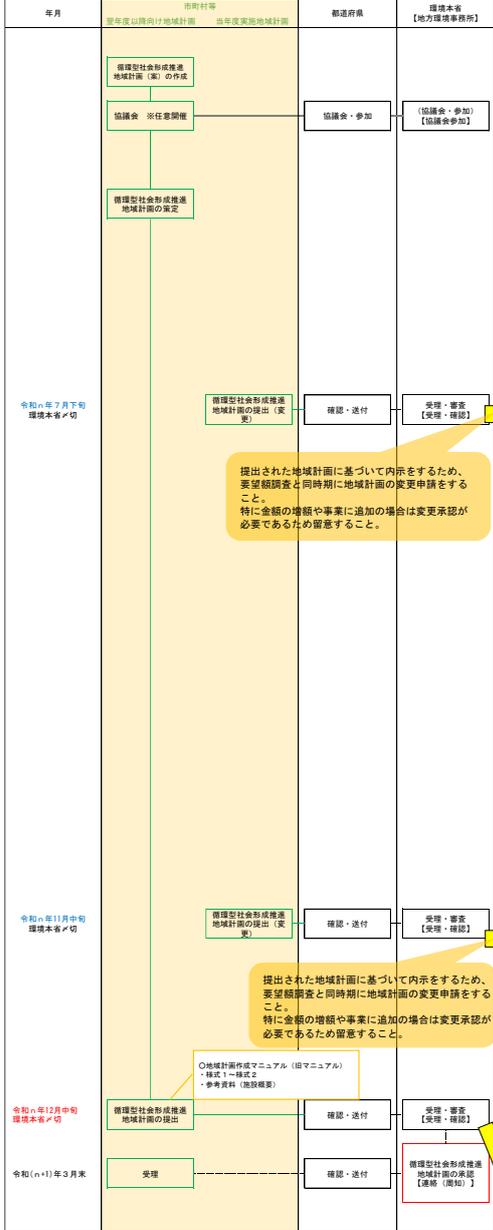
3. 循環型社会形成推進地域計画に係る事業実施後
（目標年度が令和n年度の場合）



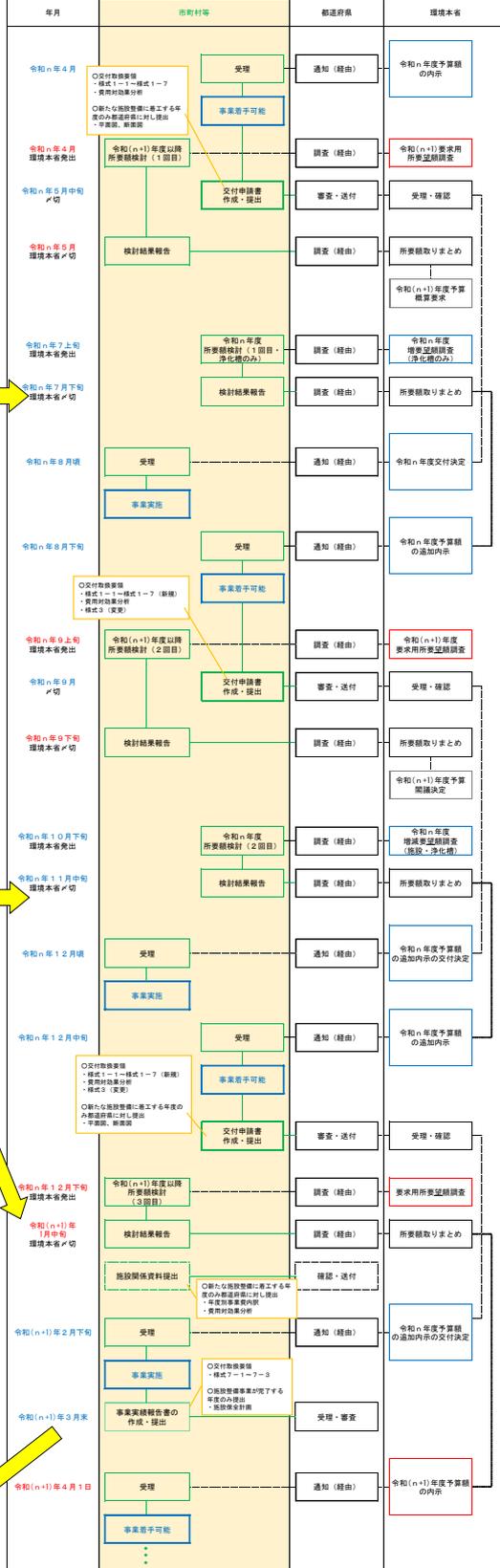
1. 循環型社会形成推進地域計画と協議会の開催

循環型社会形成推進交付金等に係る年間事務フロー図（令和n年度の場合）

1. 循環型社会形成推進地域計画



2. 循環型社会形成推進交付金、廃棄物処理施設整備交付金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金



3. 循環型社会形成推進地域計画に係る事業実施後

(目標年度が令和(n+1)年度の場合)



2. 循環型社会形成推進地域計画の記載要領

3. 循環型社会形成推進地域計画の記載例

2. 循環型社会形成推進地域計画の記載要領

3. 循環型社会形成推進地域計画の記載例

記載要領と記載例は見開きで記載している。左ページに記載要領を示し、右ページに記載例を示した。

(左ページ)	(右ページ)
記載要領	記載例
<ul style="list-style-type: none">・計画書に記載する際の留意事項	<ul style="list-style-type: none">・代表的な項目の記載事例

2. 循環型社会形成推進地域計画の記載要領

2. 循環型社会形成推進地域計画の記載要領

- ◎ 地域計画の名称
- ◎ 計画の作成者
- ◎ 地域計画の作成年月日

【解説】

◎ 計画作成者

地域計画は計画対象地域内における一般廃棄物処理に関する総合的な施策を記述するものであり、計画の作成者は、域内における一般廃棄物処理の全体像を決定する立場にある市町村であることが基本となる。一部事務組合等についても計画の作成者となり得るが、当該組合が焼却処分、収集運搬、最終処分など限定的な範囲の事務のみを行っているなど、処理システム全体の設計を行う立場にない場合には、単独で計画作成者となることは適当でないと考えられる。

◎ 作成年月日

最終的に地域計画を作成した日（協議会において地域計画（案）が協議された以後で、環境省に送付する以前の日付となる。）を記載する（地域計画の承認年月日を記載するわけではない）。

◎ 整備する施設の種類と地域計画の記載対象範囲について

以降の記載例では、廃棄物処理関係及びし尿処理・浄化槽関係の両方を含んだ計画例を示している。本交付金制度は、地域内の循環型社会形成をより一層進めていくことを目的としていることから、地域計画では、し尿処理を含めた一般廃棄物処理の循環型社会形成に向けた総合的な計画として策定されることが基本となり、原則的には、廃棄物処理関係及びし尿処理・浄化槽関係の両方を含んだ総合的な計画として作成されるべきである。

しかしながら、計画期間内に廃棄物処理施設及びし尿処理施設・浄化槽のいずれかの整備しか予定していない場合や、廃棄物処理関係及びし尿処理・浄化槽関係の事務の担当が、市町村と一部事務組合等に分かれており、かつ、これらの施策や目標を、総合的に束ねた計画を作成することが困難である場合には、地域計画の記載対象を、計画に基づいて整備しようとする施設に関係する部分のみとしてもよい。特に、浄化槽整備のみを行う場合については、参考資料 2「浄化槽整備のみを行う場合における循環型社会形成推進地域計画の取り扱いについて」（68 ページ平成 22 年 1 月 28 日付け事務連絡）に記載されているとおり、従来からの市町村の生活排水処理基本計画に加えて様式を作成することで、地域計画に代わるものとして取り扱うことができる。

3. 循環型社会形成推進地域計画の記載例

〇〇地域 循環型社会形成推進地域計画

〇〇市

△ 町

□□村

〇〇一部事務組合

令和××年××月××日 作成

令和〇〇年〇〇月〇〇日 変更

令和△△年△△月△△日 変更

【注意点】

- ・ 作成日、変更日は提出日(鑑文の日付)以前とすること(同日でもよい)。

2. 循環型社会形成推進地域計画の記載要領

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

対象となる地域（対象都道府県市町村名、一般廃棄物処理対象区域の面積及び人口） 対象地域図
（資料として添付）

(2) 計画期間

計画の設定期間（年次）…5年を標準とし、7年を上限とする

(3) 基本的な方向

計画の目的、計画により地域が目指す姿について

【解説】

(1) 対象地域

◎ 対象地域設定の考え方

- ・適正な循環的利用や処分を確保するためには、地域の社会的、地理的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保して広域的な処理を行うことが有効であり、そのため、本交付金制度においては、その交付対象地域に人口5万人以上又は面積400km²以上という規模の下限を設けている。なお、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域、過疎地域及び環境大臣が特に浄化槽整備に限り必要と認めた地域については、人口又は面積の要件に該当しない場合でも交付対象とされている。
- ・計画を作成しようとする市町村がこの規模要件に満たない場合、近隣市町村とともに一般廃棄物処理の広域化・集約化を図ることとする。計画対象地域の設定に当たっては、都道府県において策定されている広域化・集約化計画のブロック割り等を考慮する。
- ・既に広域的な取組を行っているが、ごみの種類や処理形態等により広域処理の対象地域が異なっている場合、計画の対象地域の設定としては、関連する市町村を包含した地域設定とすることが望ましい。例えばA町がB村と共同で可燃ごみの焼却を行っているが、資源ごみの収集についてはC町と共同で行っている場合、A町、B村及びC町を一つの地域として計画を策定することが望ましい。

◎ 計画地域の記載方法

- ・計画地域の人口及び面積を市町村別に示すこととし、人口又は面積の合計が交付要件を満たすことを示す。離島地域等の場合は、該当する地域の種別を示す。
- ・計画地域の施設の位置等、計画に必要な情報を示した地図を資料に添付する。

(2) 計画期間

- ・計画期間は、5年間を標準とする。なお、浄化槽整備のみを行う場合において、生活排水処理基本計画（以下「生排計画」という。）をもって地域計画に代える場合については、当該生排計画の計画期間に応じて5年間でなくとも差し支えない。
- ・施設整備の期間が5年を超える場合については、7年を上限とし、それ以上となる場合には、第1次計画、第2次計画といった数次にわたる計画とする。

(3) 基本的な方向

3Rの推進に関する計画の目標、対象地域が目指す姿などについて、地域の廃棄物の発生、排出特性、これまでの廃棄物施策の推移、産業動向など、地域の特色に配慮した重点的な施策の方向等を考慮しつつ、簡潔に記載する。

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名 ○○市、△町及び□□村

面積 ××× km²

人口 ××万×千人（令和△△年△月△日現在）

(内 訳)

市町村名	○○市	△町	□□村
面積 (km ²)	***. *	***. *	***. *
人口 (人)	***, ***	** , ***	* , ***

(2) 計画期間

本計画は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

○○地域は、◇◇県内では最大の酪農地帯であるとともに、高地野菜を中心とした農業が盛んであることを踏まえ、他の地域と比較して発生量の多い農業系廃棄物を含め、有機性一般廃棄物を積極的に分別収集し、再生利用を進めることにより、地産地消型の有機資源の循環を目指す。

商業施設等の事業場が多い○○市を中心として、近年、事業系ごみの発生量が増加傾向にあることから、その発生抑制及び再生利用の推進を図る。

生活系ごみについては、可燃性廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物について、ライフスタイルの見直しによる発生抑制を進めるとともに、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の対象となる全品目の分別収集を行い、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムの構築を図る。

また、近年、生活排水による◇◇川の水質悪化が進んでいることを踏まえ、合併処理浄化槽の整備を進める。

2. 循環型社会形成推進地域計画の記載要領

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

地域計画作成時に、人口又は面積の要件に該当するかどうかにかかわらず記載する。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条第2項第1号に規定するプラスチック容器包装廃棄物及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の両方(以下、「プラスチック資源」という。)の分別収集と再商品化について記載する。

【解説】

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

地域計画作成時に、広域化・集約化の達成年度などの具体的な目標、地域計画上の施設整備の広域化・集約化における位置づけ、地域の特性等による広域化・集約化が困難な理由等を記載する。また、エネルギー回収型廃棄物処理施設のうちごみ焼却施設の新設時は、ごみ処理の広域化・施設の集約化について検討することが交付要件となっていることから、平成31年3月29日付環循適発第1903293号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)」により都道府県により策定された広域化・集約化計画や令和6年3月29日付環循適発第24032923号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)」により都道府県により策定された中長期広域化・集約化計画に基づく検討状況と検討結果を具体的に記載すること。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律及びプラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針に基づき、プラスチック資源の分別収集及び分別収集物の再商品化のための体制や施設の整備、分別の基準の策定、指定ごみ袋の有料化による分別排出の促進などの講じる措置を記載する。なお、プラスチック資源の分別収集及び再商品化の交付要件化の経過措置を受ける場合を除き、分別収集及び再商品化を実施する年度を記載すること。このとき、地域計画期間の末日から1年後までにプラスチック資源の分別収集及び再商品化を行わなければならないことに留意すること。

- ・住民の自主的な取組を促進するための普及啓発や情報提供、環境教育等(経過措置を受ける場合も記載すること)
- ・分別収集及び再商品化のための体制や施設の整備、分別の基準の策定、指定ごみ袋の有料化による分別排出の促進等(経過措置を受ける場合は、地域計画期間内のプラスチック資源の処理方法と今後の分別収集・再商品化に向けた取組等を記載すること。)

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

(記載例 1)

〇〇県では、広域化・集約化を計画的に進め、循環型社会の実現を図るため、市町村の意見等を踏まえながら「〇〇県ごみ処理広域化・集約化計画」を策定している。

その中で当該地域は、〇〇地域として位置づけられており、令和〇年〇月に策定した「〇〇地域ごみ処理広域化・集約化計画」で、地域内行政区域全域を処理区域として、現存するごみ焼却施設を1施設に統合して整備する計画となっている。現在、〇〇地域の協議会を定期的に開催することにより、〇年に統合すべく協議、立地の選定等を進めているところである。

(記載例 2)

〇〇県では、令和〇年〇月に策定した「〇〇地域ごみ処理広域化・集約化計画」で、地域内行政区域全域を処理区域として、現存するごみ焼却施設を〇施設に統合して整備する計画となった。〇〇地域の協議会で検討を進めた結果、〇年に△地域、□地域のごみ焼却施設を廃止し、当該地域で新たなごみ焼却施設が整備されることが決定した。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

(記載例 1 再商品化計画を策定する場合)

住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、また認定プラスチック使用製品を使用するようごみカレンダーやポスター等で啓発・情報提供を行うとともに、小学校と連携し環境学習を行う。

令和 9 年度よりプラスチック使用製品廃棄物とプラスチック容器包装廃棄物の一括回収及び再商品化を実施するため、令和△年度に再商品化事業者を選定し、再商品化計画を策定する。なお、分別基準は再商品化事業者と協議の上決定する。指定ごみ袋制は継続し、プラスチック資源の区分を新設する。

(記載例 2 容器包装リサイクル法ルートで再商品化する場合)

住民が……

従来よりプラスチック容器包装廃棄物を分別収集し、〇〇市リサイクルセンターにて分別・圧縮梱包した後、容器包装リサイクル法に基づく指定法人に再商品化を委託していた。当該施設を令和 6~7 年度に増設工事を行うことで、令和 9 年度からプラスチック使用製品廃棄物とプラスチック容器包装廃棄物を一括回収し、分別・圧縮梱包後に指定法人に引き渡す。分別の基準については、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引きと増設する機械の能力等を踏まえて検討する。なお、先行して令和□年度より電池(2次電池含む)を取り外すことのできない製品の収集区分を有害ごみとする。また、従来は収集処分は全品目無料であったが、令和□年度より一物品目を除き有料ごみ袋制度を導入し、分別排出を促進する。

(記載例 3 経過措置適用の場合)

住民が……

プラスチック資源は当面の間不燃ごみとして埋立処分を継続するが、今後コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

2. 循環型社会形成推進地域計画の記載要領

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

- | |
|---|
| <p>(1) 一般廃棄物等の処理の現状</p> <ul style="list-style-type: none">◎ 排出量◎ 再生利用量◎ 中間処理（焼却、破碎選別等）による減量化量◎ エネルギー回収量◎ 最終処分量<ul style="list-style-type: none">・その他必要に応じた指標・あわせ産廃の受入状況 <p>（フローチャートなどを使いわかりやすく図示）</p> <p>(2) 生活排水の処理の現状</p> <ul style="list-style-type: none">◎ 処理人口と未処理人口◎ し尿・汚泥の量 |
|---|

【解説】

以下、廃棄物処理施設、し尿処理施設及び浄化槽をすべて整備するものとして解説するが、いずれかの施設のみしか整備しない場合には、当該施設に係る部分の記述のみとしてよい。

端数処理は四捨五入を基本とする。端数処理のために合計や和が合わない場合はその旨を明記する。

（ごみ処理関係）

- ・過去5年以上の排出量、再生利用量、エネルギー回収量、中間処理による減量化量及び最終処分量の推移を把握し、直近年の実績をフローチャート等で図示する。
- ・生活系の回収ごみ以外にも、必要に応じて、事業系ごみ、し尿処理汚泥等や市町村が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物（あわせ産廃）の処理・処分実績を示す。
- ・指標とする項目については、基本方針や循環型社会形成推進基本計画で設定している目標値などと合わせていることから、可能な限り、この指標に基づき設定する。また、このほかにエネルギー回収について指標を設ける。ただし、地域によって、把握の方法が異なる（例えば、生活系ごみ、事業系ごみの区別ではなく、収集ごみ、直接搬入ごみで統計を取っているなどの）場合については、これらの量を使って計画を作成することも可能である。

（生活排水処理関係）

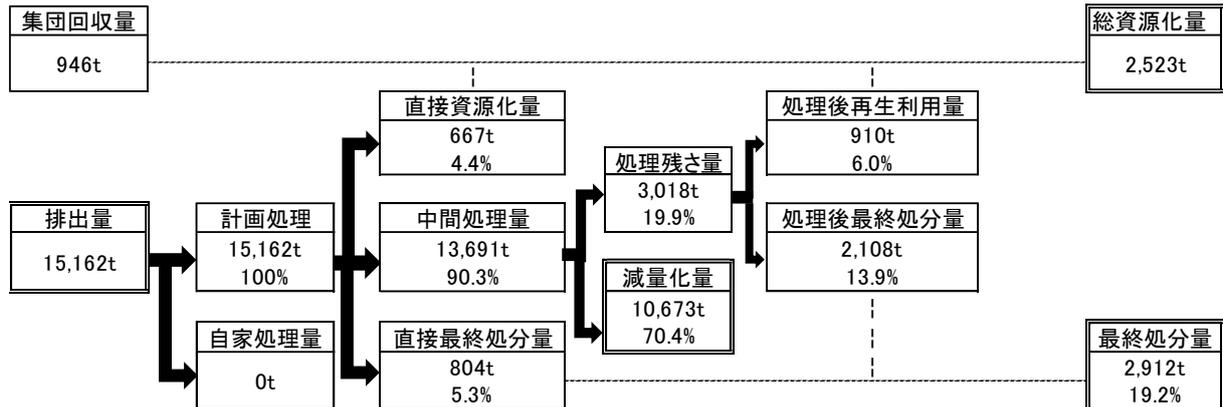
- ・過去5年以上の推移を把握し、直近年の実績をフローチャート等で図示する。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和2年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

なお、各焼却施設では温水の場内利用を行っており、さらに、〇〇市〇〇焼却施設では、冬期間、蒸気利用による市営施設の暖房を行っている。

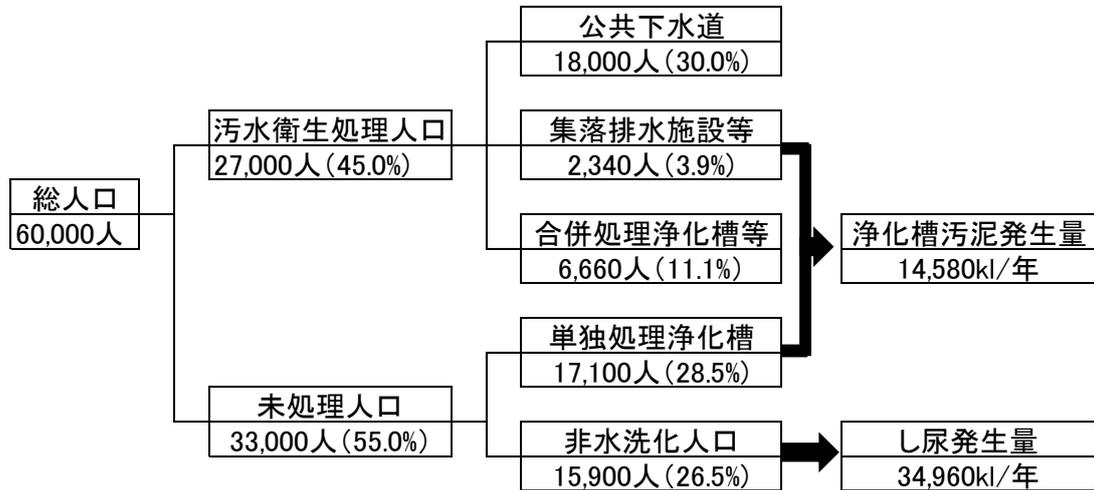


※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図1 一般廃棄物の処理状況フロー

(2) 生活排水の処理の現状

令和2年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図2のとおりである。



※汚水衛生処理人口：汚水処理施設に接続されている人口

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図2 生活排水の処理状況フロー

2. 循環型社会形成推進地域計画の記載要領

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

◎ 排出量、再生利用量、エネルギー回収量、最終処分量等の指標の目標値

- ・その他必要と思われる指標の目標値
- ・用語の定義 (表等を使い見やすいものとする)

(4) 生活排水の処理の目標

- ◎ 処理形態別人口
- ◎ し尿・汚泥の量

【解説】

(ごみ処理関係)

- ・計画目標を設定する年度については、原則として、計画に基づく施策の効果が現れる計画終了の翌年度(計画期間がR4～R8の場合、目標年次はR9)とする。
- ・循環型社会の実現を目指し、目標年次における排出量、再生利用量、エネルギー回収量、最終処分量その他地域で必要とする目標量を定める。
- ・排出量については、計画期間内に人口や事業所数の変化が想定されることから、事業系であれば1事業所当たりの、生活系であれば住民1人当たりの原単位を記載するとともに、目標値には現状と比較した増減の割合を併記する。
- ・再生利用量及び最終処分量については、排出量合計に対する割合を併記する。ただし、総資源化量については、集団回収量も含めた総排出量に対する割合を併記する。
- ・排出量等の将来予測を行う際、排出量原単位、人口又は事業所数にパラメータを分けて行う必要があるが、予測手法は一次回帰程度の簡易なものでよく、例えば、事業所数については、事業所調査等の経年変化を参考とした単純な予測であっても構わない。
- ・将来予測値に対して、施策の効果を勘案し目標を設定することとなるが、その際は、基本方針に示した発生抑制の推進、再生利用率の向上、最終処分率の削減の方向性と整合がとれるよう、十分配慮する。
また、目標の設定は、基本方針、循環型社会形成推進基本計画における数値目標、各都道府県で掲げている廃棄物処理計画、廃棄物処理法第6条第1項に基づく一般廃棄物処理計画の目標値等を踏まえて行うこととする。一般廃棄物処理計画の目標値と地域計画の目標値が異なる場合は、地域計画の目標設定に当たって一般廃棄物処理計画の目標値との整合性に配慮した内容について様式1に記載すること。
なお、例えば、計画策定時までの取組によって、相当程度の発生抑制が進んでおり、それ以上の削減が困難である場合、大型商業施設の進出により、事業系ごみの減量化が困難な場合などは、目標値を現状維持程度として構わない。
- ・参考で、計画開始前5年程度から目標年度までの各年度ごとの人口、事業所数、事業系・生活系総排出量、1事業所あたり・1人あたりの排出量、総資源化量、エネルギー回収量、最終処分量のトレンドグラフを添付する。
- ・対象地域を構成する市町村ごとの積み上げにより目標値を設定している場合については、市町村ごとの現状と目標が分かるよう表を整理する。
- ・用語の定義 次を示す例を参考に、必要に応じ、表で用いる用語の定義を行う。

排 出 量	事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位:トン]
再生利用量	集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:トン]
エネルギー回収量	エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位:MWh等]及び熱利用量[単位:GJ等]
最終処分量	埋立処分された量[単位:トン]

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合 ^{※1}) (令和2年度)		目 標 (割合 ^{※1}) (令和9年度)	
排 出 量	事業系 総排出量	5,034トン		4,300トン	(-14.6%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	×××トン/事業所		×××トン/事業所	(-*.%)
	生活系 総排出量	10,128トン		9,000トン	(-11.1%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	×××kg/人		×××kg/人	(-*.%)
合 計	事業系生活系排出量合計	15,162トン		13,300トン	(-12.3%)
再生利用量	直接資源化量	667トン	(4.4%)	1,100トン	(8.3%)
	総資源化量	2,523トン	(15.7%)	3,850トン	(27.0%)
エネルギー 回 収 量	エネルギー回収量(年間の発電電力量及び熱利用量)	—		20,000MWh 〇〇GJ	
最終処分量	埋立最終処分量	2,912トン	(19.2%)	1,500トン	(11.3%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位：トン]

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh] 及び熱利用量 [単位：GJ]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

表1 補足 市町村ごとの減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合) (令和2年度)		目 標 (割合) (令和9年度)		
〇 〇 市	事業系 総排出量	**,***)トン		**,***)トン	(-*.%)	
	1事業所当たりの排出量	×××トン/事業所		×××トン/事業所	(-*.%)	
	生活系 総排出量	**,***)トン		**,***)トン	(-*.%)	
	1人当たりの排出量	×××kg/人		×××kg/人	(-*.%)	
	合 計	事業系生活系排出量合計	**,***)トン		**,***)トン	(-*.%)
		直接資源化量	***)トン	(*.%)	***)トン	(*.%)
		総資源化量	***)トン	(*.%)	***)トン	(*.%)
	埋立最終処分量	***)トン	(*.%)	***)トン	(*.%)	
△ △ 町	事業系 総排出量	**,***)トン		**,***)トン	(-*.%)	
	1事業所当たりの排出量	×××トン/事業所		×××トン/事業所	(-*.%)	
	生活系 総排出量	**,***)トン		**,***)トン	(-*.%)	
	1人当たりの排出量	×××kg/人		×××kg/人	(-*.%)	
	合 計	事業系生活系排出量合計	**,***)トン		**,***)トン	(-*.%)
		直接資源化量	***)トン	(*.%)	***)トン	(*.%)
		総資源化量	***)トン	(*.%)	***)トン	(*.%)
	埋立最終処分量	***)トン	(*.%)	***)トン	(*.%)	

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

それぞれの市町村でエネルギー回収を行っている場合はエネルギー回収量についても表1補足に記載すること。

3. 循環型社会形成推進地域計画の記載例

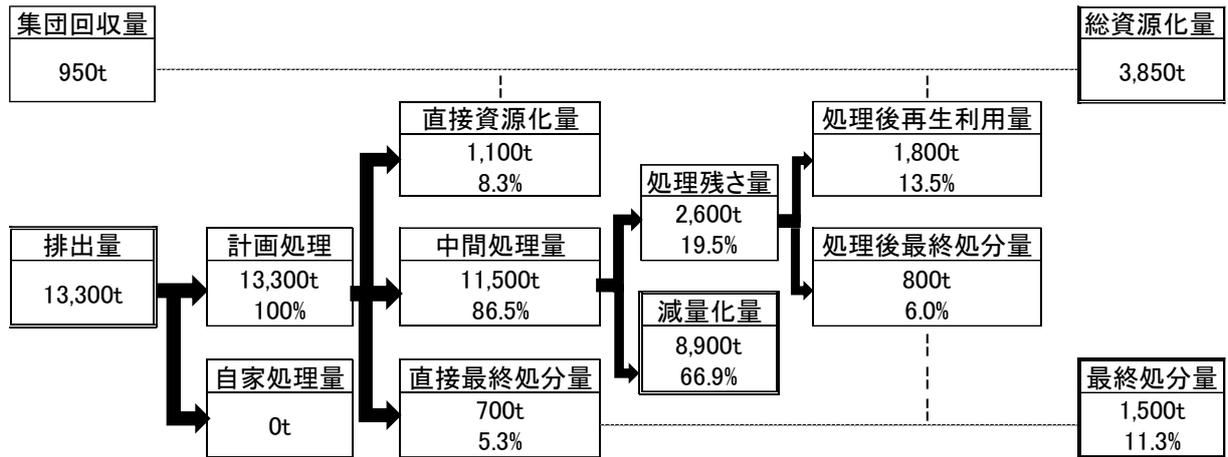


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

【注意点】

- ・割合等計算結果や端数処理等に誤りが無いか確認すること
- ・端数処理は四捨五入を基本とする。また、端数処理のために合計や和が合わない場合はその旨を明記する
- ・様式1と一致しているか確認すること。
- ・目標年次は原則として計画終了の翌年度とすること

2. 循環型社会形成推進地域計画の記載要領

(生活排水処理関係)

- ・生活排水処理関係についても、記載例を参考に目標を設定し、記載する。
- ・対象地域を構成する市町村ごとの積み上げにより目標値を設定している場合については、市町村ごとの現状と目標が分かるよう表を整理する。

(4) 生活排水の処理の目標

生活排水処理については、表 2 に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表 2 生活排水処理に関する現状と目標

		令和 2 年度実績	令和 9 年度目標
処理形態別人口	公共下水道	18,000 人 (30.0%)	19,530 人 (31.0%)
	農業集落排水施設等	2,340 人 (3.9%)	2,520 人 (4.0%)
	合併処理浄化槽等	6,660 人 (11.1%)	12,600 人 (20.0%)
	未処理人口	33,000 人 (55.0%)	28,350 人 (45.0%)
合 計		60,000 人	63,000 人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	34,960 キロリットル	30,000 キロリットル
	浄化槽汚泥量	14,580 キロリットル	16,650 キロリットル
	合 計	49,540 キロリットル	46,650 キロリットル

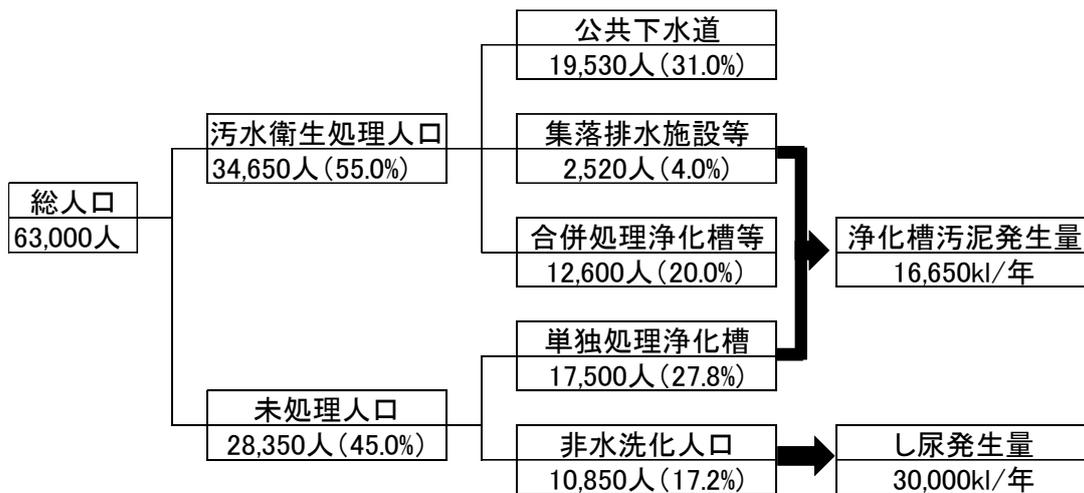


図 4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー

【注意点】

- ・割合等計算結果や端数処理等に誤りがないか、様式 1 と一致しているかを確認すること
- ・端数処理は四捨五入を基本とする。端数処理のために合計や和が合わない場合はその旨を明記する。
- ・目標年次は原則として計画終了の翌年度とすること
- ・市町村ごとの積み上げにより目標値を設定している場合、市町村ごとの表 2 を補足として記載すること。

2. 循環型社会形成推進地域計画の記載要領

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

◎ 発生抑制や再使用に関する施策の現状と今後

有料化、環境教育・普及啓発、マイバッグ運動・レジ袋対策・簡易包装、ごみ分別の推進など地域で解決可能な施策に関する事項、汚濁負荷量削減のための生活排水対策などについて記載

【解説】

(ごみ処理関係)

- ・ここでは、処理対象となるごみそのものの発生を抑制するため、構成市町村が実施する発生抑制、再使用の施策について具体的に記載する。
- ・循環型社会形成に向けて、「循環型社会形成推進基本法」においては、廃棄物等の発生抑制に取り組むことやリサイクル等の優先順位が規定されており、発生抑制、再使用は、より優先順位が高いものとされている。本計画策定においても、この優先順位に従い、事業計画を策定する。
- ・発生抑制、再使用のための施策のうち、ごみ処理の有料化については、基本方針に推進の方向の記述があり、また、ごみの減量化を図る観点から、家庭系一般廃棄物（生活系ごみ）処理の有料化については検討をすることがごみ焼却施設の新設時の交付要件となっている。そのため、ごみ焼却施設の新設を行う際には、有料化について十分に検討し、検討状況について具体的に記載する。（粗大ごみの処理手数料や家庭系一般廃棄物の直接搬入の手数料等についてはこれに含まない。）ごみ処理の有料化以外にも、基本方針に推進の方向の記述がある普及啓発、情報提供や環境教育のほか、ごみ分別の推進などについても十分に検討し、ごみ処理の有料化以外にも、これらの施策を実施することにより、一人当たりのごみを減量させている場合については、施策の内容について記載する。また、従前より実施されている施策のほか、実施が予定されている施策、実施に向けた検討を行うこととしている施策を含めて記載する。
- ・施策の内容については、可能な限り具体的に記述することとし、計画期間全期にわたり実施するものを除き、実施期間を記載する。

(生活排水処理関係)

- ・家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のための施策等について記載する。

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化

現在、事業系ごみについては、全市町村で累進従量制により課金し、直接納入方式により処理料金を徴収している。生活系ごみについては、〇〇村において指定袋を媒体とした均一従量制により課金し、小売店前納方式により、処理料金を徴収している。

今後は、排出抑制と、一層の費用負担の公平性確保のため、生活系ごみについても、令和〇〇年度までに、料金徴収方法、手数料単価について検討を行った上で、〇〇地域全体で有料化を行うこととする。

イ 環境教育、普及啓発、助成

地域のNPOと連携しつつ、子どもごみ教室を開くなど、小学生を対象とした普及啓発事業を行う。事業実施に当たっては、地域のNPOに依頼し、地域に根ざした環境教育を行う。

また、町内会をはじめとした住民団体と協働し、分別区分の普及啓発や資源回収などに取り組む。さらに、これらの環境教育、普及啓発活動に対し、助成（令和2年度～令和5年度）を行う。

ウ マイバッグ運動・レジ袋対策

地域内の商工会議所等と協力し、マイバッグ運動（買物袋の持参運動）等を推進する。

エ ごみ分別の推進

条例改正により資源ごみ分別を義務化し、広報等で周知・啓発を行う。

オ 生活排水対策

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、次の啓発活動の強化を図る。

- ・ 広報活動の実施
- ・ 廃油ポット、三角コーナーネット、拭取紙等の排出抑制用品の普及
- ・ 無リン洗剤、せっけんの使用

※その他記載例（次のように表にまとめて記載してもよい。）

発生抑制、再使用の推進施策一覧（ごみ処理関係だけを記載した例）

施策項目	既存施策（具体的内容）	新規施策（具体的内容）	計画検討時期	実施時期
有料化	生活系ごみについては指定袋で収集、粗大・不燃ごみはシールによる有料収集。事業系ごみ及び持ち込みごみは有料としている。	排出抑制、排出者負担の原則をめざし、生活系ごみに対しても有料化の導入を図る。	令和〇〇年度	令和〇〇年度
環境教育	小学生向けのごみ処理施設見学等を通じて環境教育を行っている。	親子で一緒に環境にやさしい取組みを考えることができる環境教育実体験学習講座を開催する。	令和〇〇年度	令和〇〇年度
普及啓発	ごみゼロ運動、イベントを通じて3Rの普及啓発を行っている。	事業者に対する発生抑制活動の促進を図るイベントを開催する	令和〇〇年度	令和〇〇年度
助成	集団回収に対して助成金を出している。	発生抑制、再使用に積極的に取り組んでいるNPO活動に対し助成金を出す。	令和〇〇年度	令和〇〇年度
マイバッグ運動・レジ袋対策	地域の商工会議所等と協力し、レジ袋配布の自粛、マイバッグ運動を推進している。	レジ袋に対して引き続き配布自粛運動を継続する。	令和〇〇年度	令和〇〇年度
再使用の推進	定期的なガレージセールを開催を行っている。	引き続き定期的なガレージセールを開催する。リサイクル製品販売の推進に協力している販売店の顕彰制度及びリサイクル協力店舗の登録制度を開始する。	令和〇〇年度	令和〇〇年度
ごみ分別	地域学習会において、ごみ分別ルールの周知・啓発を行っている。	条例改正による資源ごみの分別義務化を進める。	令和〇〇年度	令和〇〇年度

2. 循環型社会形成推進地域計画の記載要領

(2) 処理体制

- ◎ 生活系ごみ、事業系ごみ、産業廃棄物（あわせ産廃）、生活排水処理の処理体制の現状と今後 分別区分、収集運搬・処分方法等、各種リサイクル法への対応、あわせ産廃の受入対応、生活排水の処理対策等に関する事項について記載
 - ・現状と今後が分かる図表により説明

【解説】

- ◎ ごみ処理の体制について、分別区分、収集運搬・処分方法等、各種リサイクル法への対応、あわせ産廃の受入対応等に関する事項を具体的に記載する。なお、ここでは、現状の処理体制と今後の処理体制の両方について記述する。
- ◎ 以下の項目について記述する。また、関係する市町村ごとに体制が異なる場合は、それぞれについて状況を記載する。
 - ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後 生活系ごみの分別区分、処理方法、処理施設、処理量等の現状と今後について、要点を簡潔に記述する。
 - イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後 事業系ごみの分別区分、処理方法、処理施設、処理量等の現状と今後について、要点を簡潔に記述する。
 - ウ 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後 分別区分、処理方法、処理施設、処理量等の現状と今後について、要点を簡潔に記述する。あわせ産廃を現状取り扱っておらず、今後も取り扱うことがない場合は記載の必要はない。
 - エ 生活排水処理の現状と今後
- ◎ 処理体制の検討の際の留意事項は以下のとおり
 - ・計画に基づく施設整備を含めた処理体制の検討に当たっては、現行の処理体制における問題点が解決され、2 で設定した各目標が達成されるものであり、かつ、計画を策定する市町村の予算・人員・機器・施設（計画に基づいて今後整備するものを含む。）等の制約要件の中での実施可能なものとなるよう、これらの各観点を勘案して行う。また、可能であれば、これらのいずれをも満足するような複数ケースの処理体制を想定した上で、それぞれについてメリット・デメリットの比較衡量を行う等、最適な処理体制を決定することが望ましい。なお、これら検討内容は特に地域計画に記載する必要はない。
 - ・地域計画で記述した今後の処理体制等と、廃棄物処理法に基づき市町村が作成する一般廃棄物処理計画に記載されたごみ及び生活排水の処理に関する処理体制等の基本的事項とは整合性が図られている必要があるため、必要に応じて一般廃棄物処理計画の修正を行うこととする。
 - ・地域を構成する市町村の分別区分は、目標年次までに統一することが望ましい。ただし、統一できない場合には、各市町村の分別区分ごとに、それぞれの対象品目がどのような施設に搬入されて処理されるかを必要に応じて別表を作成するなどわかりやすく記載する。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3のとおりである。

現状、□□村については、最終処分場を持たないことから、埋立ごみを減らすため、リサイクルに積極的に取り組んでおり、生ごみ、野菜くず等をたい肥化しているが、他2市町では、可燃ごみとして収集、処分している。

今後は、令和〇〇年度を目途に、□□村において行っている生ごみ等の分別収集を地域全体に広げ、メタン回収を行うため、メタンガス化施設を整備するとともに、分別区分と処理方法を統一していく。

また、〇〇市で現状ではリサイクルされていない布類及び金属類については、今後、分別収集し、リサイクルする。

さらに、現在、リサイクル可能物の分別収集が3市町村で異なることから、今後は、最も細分化されている□□村に他2市町も合わせ、容器包装リサイクル法で定める容器包装廃棄物の分別収集の徹底により、全量リサイクルを目標に再生利用を進める。

なお、可燃物については、新たな施設により、エネルギー回収を行う。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

今後とも生活系ごみの分別区分に準じ、収集、処分を行う。

また、今後は年間100トン以上の事業系ごみを排出する事業者に対しては、事業場における事業系ごみの減量、処理に関する計画を作成し、計画を実行するよう推進していく。

ウ 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状は産業廃棄物の処理を行っていないが、今後は、新設する汚泥再生処理センターで産業廃棄物である家畜ふん尿をあわせて処理をする。

エ 生活排水処理の現状と今後 生活排水の処理については、引き続き、下水道や農業集落排水処理施設が整備されていない人口散在地域等で合併浄化槽の整備を進めていく。

また、し尿、浄化槽汚泥（農業集落排水からの汚泥を含む）については、現在、し尿処理施設において処理し、生じた汚泥を脱水後、埋立処分しているが、今後、たい肥化を行い、再生利用を進める。

2. 循環型社会形成推進地域計画の記載要領

地域計画各市町村の分別区分と処理方法の現状と今後について右ページ参考表のとおりまとめます。

表3 ○○地域各市町村の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

		現 状 (R × × 年度)				今 後 (R00年度)			
		△町		□□村		処理方法		処理施設等	
分別区分	処理方法	分別区分	処理方法	分別区分	処理方法	分別区分	処理方法	一次処理	二次処理
燃やせるごみ	焼却 ○○市○○焼却施設	可燃ごみ	焼却	可燃ごみ	焼却	可燃ごみ	焼却	○○地域ク リーンセン ター	(焼却灰)○ 市××処 分場
		プラスチック、ビニール		その他ブラスチック				再商品化(委託)	
燃やせないごみ	埋立 ○○市××処分場	不燃物	埋立	不燃ごみ	埋立	不燃ごみ	埋立	△町××処理センター	
ペットボトル	(売却)	ペットボトル		生ごみ		生ごみ		○○地域ク リーンセン ター	
		プラスチック、ビニール		容器包装プラスチック				メタン回収・ たい肥化	
古紙・牛乳パック(集団回収)	(売却)		リサイクル	紙類	リサイクル	紙類	リサイクル		
		資源ごみ(紙類、金属、布類、ガラス類)		委託		資源ごみ(紙類、金属、布類、ガラス類)		委託	
ビン・缶	委託		リサイクル	空き缶	リサイクル	空き缶	リサイクル		
乾電池・蛍光灯	委託	有害ごみ	委託	乾電池・蛍光灯	委託	乾電池・蛍光灯	委託		
		大型ごみ		委託		大型ごみ		委託	
大型ごみ	○○市破砕施設	大型ごみ	破砕選別	大型ごみ	破砕選別	大型ごみ	破砕選別	○○市破砕施設ほか	○○地域クリー ンセンター(発 電)、△町×× 処理センター (埋立)、(売却)



2. 循環型社会形成推進地域計画の記載要領

(3) 処理施設等の整備

◎ マテリアルリサイクル推進等のための施設

リサイクルセンター、ストックヤード、容器包装リサイクル推進施設及び灰溶融施設

◎ 分散型資源回収のための施設

分散型資源回収施設

◎ エネルギー回収等のための施設

ごみ焼却施設、メタンガス化施設及びごみ燃料化施設

◎ 有機性廃棄物リサイクル推進のための施設

ごみ飼料化施設及びごみたい肥化施設

◎ 廃棄物運搬中継のための施設

廃棄物運搬中継施設

◎ 適正な最終処分のための施設

最終処分場及び最終処分場再生事業

◎ し尿処理のための施設

汚泥再生処理センター及びコミュニティ・プラント

◎ 浄化槽整備

浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業

(該当する施設のみについて記載する。設置する施設ごとに事業番号と事業名称を列挙し、様式 1～2 については、すべての事業の総括を記載し、参考資料様式は設置する施設ごとに記述し、添付する。)

【解説】

◎ 地域計画は地域の循環型社会形成のための総合的な計画であることから、交付対象事業以外の施設の整備についても、全てを記載することとする。その際、各施設について事業番号を付し、交付対象事業においては様式 2 にも記載すること。また、国土強靱化の推進に関する関係省庁連絡会議での決定に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」分の配分に当たっては国土強靱化地域計画の策定を要件とするとともに、国土強靱化地域計画に明記された事業については交付金の優先採択を行うこととしているため、国土強靱化地域計画に明記された事業がある場合には、その旨を記載すること。

・一覧表には、事業番号、整備する施設の種類、施設名、事業の名称、処理能力（機器のないストックヤードは面積、最終処分場は埋立容積）、設置予定地及び事業期間を記載する。なお、事業期間は交付対象外部分のみを行う期間も含む。また、複数の地域計画に跨る場合は本地域計画期間内の事業期間を記載し、全体の事業期間を括弧書きとすること（浄化槽事業を除く）。

・施設整備の理由について、既存施設の老朽化、広域処理による施設の集約化及び効率化、3Rの推進、環境保全、コスト削減などの観点から簡潔に記述する。

・計画に基づき今後整備する施設に加え、地域内の施設の全体像を示すため、様式 1 の「3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定」に、現有処理施設と更新・新設施設の概要を記載すること。

◎ 汚泥再生処理センターの整備については、廃棄物処理施設の整備として記載し、浄化槽の整備については、計画基数、人口について記載する。

◎ 事業費については、計画に基づいた見積額、設計による積算額、同様の施設整備の直近の落札事例から求めた単価を基本とした見込額などにより算出することとする。

◎ 国土強靱化地域計画に明記された事業がある場合、その国土強靱化地域計画の名称を記載するとともに、該当ページの抜粋（記載箇所を赤枠）を添付する。（出典が分かるように国土強靱化地域計画の表紙も添付する、抜粋ページに出典の補足する等適宜分かりやすくすること。）

なお、国土強靱化地域計画に明記された事業としての判断基準は下記のとおり。特に施設整備事業においては、循環交付金等を活用して整備することが読み取れるものが記載ありと判断する。

【廃棄物処理施設事業について記載ありと判断できる国土強靱化地域計画の記載例】

2. 循環型社会形成推進地域計画の記載要領

* 個別の事業の実施内容の記載

地域計画の標記と一致する施設名 (例: 総括表 1 に記載の〇〇クリーンセンター)

循環型社会形成地域計画の様式〇〇参照 という記載でも可

* 交付要綱別表第 1 に示す事業名の記載

マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設、
有機性廃棄物リサイクル推進施設 等

* 「環境省の循環型社会形成推進交付金を活用」等の文言の記載

廃棄物処理施設整備交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金等の活用可能性もある場合は「環境省の循環型社会形成推進交付金等の活用」とすること。

【浄化槽事業について記載ありと判断できる国土強靱化地域計画の記載例】

* 「合併浄化槽への転換促進」等の文言の記載

◎ 循環型社会形成推進交付金 Q & A のとおり、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化を実施するための施設整備事業に限っては、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化の措置の期限を、その施設を竣工する年度が含まれている地域計画期間の末日から 1 年以内までとしている。そのため、該当事業がある場合、様式 1 の 3 における、「プラスチック再商品化を実施するための施設整備事業」の欄に〇を付すこと。

なお、該当事業の判断基準は下記のとおり。

【判断基準】

* プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化を直接実施するために必要な施設整備

(例: プラスチック使用製品廃棄物のマテリアルリサイクル推進施設、分別収集としてはストックヤード)

* プラスチック使用製品廃棄物以外の廃棄物と混合して処理する施設についても、分別収集及び再商品化を直接実施する施設

(例: 不燃物とプラスチックを混合収集した後に選別する施設)

* プラスチック施設整備事業にサーマルリサイクル施設は含まれない

(プラスチック資源循環法第 2 条第 8 項で定められる再商品化に熱回収は含まれないため)

* 再商品化の際に発生する残渣を処理するような施設整備事業はプラスチック施設整備事業に含まれない (例: 最終処分場)

◎ プラスチック容器包装廃棄物及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の両方を対象に実施する分別収集及び再商品化に必要な措置について、経過措置を受ける事業を確認するため、表 4 に「プラ要件化経過措置の提要事業」確認欄を追記すること。表 4 に記載する事業が経過措置を受ける場合は、確認欄に「〇」を付すこと。経過措置の対象でない事業は「-」を付すこと。

* 地域計画に新たに記載する事業である場合、または、令和 4 年 4 月 1 日以降に承認された地域計画に新規に記載された事業の継続事業である場合は、経過措置適用外となる。整備する事業が、令和 4 年 3 月 31 日以前に環境大臣の承認を受けた地域計画に記載済の事業である場合は、経過措置適用と判断する。

* 離島地域、奄美群島、山村地域、過疎地域及び沖縄県に該当し、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置の実施が義務化されない場合は、「-」を付すこと。ただし、奄美群島、沖縄県以外については、構成市町村の状況により判断が異なる場合がある為、判断が困難な場合においては適宜環境省へ都道府県を通じて相談すること。

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の統一化後の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表 4 のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業 期間)	国土強 靱化	プラ要件 化の経過 措置の適 用事業
1	リサイクルセ ンター 〇〇地域リサ イクルセンタ ー	〇〇地域マテリ アルリサイクル 推進施設整備事 業	約 20t/日	〇〇市〇× 町△丁目× ×(市有地)	R7~R8	〇〇市 国土強 靱化地 域計画	-
2	メタンガス化 施設 〇〇地域クリ ーンセンター	〇〇地域エネル ギー回収型廃棄 物処理施設整備 事業	約 90t/日	□□村大字 □××番地 (村有地)	R5~R8	-	○
3	ごみ焼却施設 〇〇地域クリ ーンセンター	〇〇地域エネル ギー回収型廃棄 物処理施設整備 事業	約 100t/日	□□村大字 □××番地 (村有地)	R7~R8 (R7~ R12)	□□村 国土強 靱化地 域計画	-
4	汚泥再生処理 センター 〇〇村汚泥再 生処理センタ ー	〇〇地区有機性 廃棄物リサイク ル推進施設整備 事業	約 60k1/日	□□村◇◇3 丁目××(村 有地)	R4~R6	-	○

(整備理由)

事業番号1 既存施設の老朽化、リサイクルの完全実施に伴う処理能力の不足

事業番号2 生ごみリサイクルの地域全域実施に伴う処理能力の不足

事業番号3 既存焼却施設の老朽化、処理の集約、エネルギーの高効率回収・有効利用の促進

事業番号4 し尿処理施設の老朽化、し尿処理汚泥の再生利用促進

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化を実施するための施設整備事業で、その施設を竣工する年度が含まれている地域計画期間の末日から1年以内までにプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化をするという場合は、次のように記載すること。

1	リサイクルセ ンター プラスチック 類資源化施設	〇〇地域マテ リアルリサイ クル推進施設 整備事業	約 10t/ 日	〇〇市× ×町□ □(市有 地)	R7~R8 (R7~R15)	-	-
---	-----------------------------------	------------------------------------	-------------	---------------------------	-------------------	---	---

(整備理由)

事業番号1 プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化実施のため

【注意点】

- ・事業名は交付要綱別表1と合わせること。
- ・地域計画期間外の将来的な事業を記載する場合は、整備施設種類の名称の最後に（予定）と記載し、事業期間を括弧書きで記載すること。（基本的に将来的な事業の記載は不要である。）
- ・「国土強靱化」欄には、当該事業が記載されている国土強靱化地域計画を全て記載すること。記載が無い場合は空欄とはせず、「-」とすること。
- ・プラスチック容器包装廃棄物及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の両方を対象に実施する分別収集及び再商品化に必要な措置について、経過措置を受ける事業を確認するため、表4に「プラ要件化経過措置の提要事業」確認欄を追記すること。表4に記載する事業が経過措置を受ける場合は、確認欄に「○」を付すこと。経過措置の対象でない事業は「-」を付すこと。

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽の整備計画

事業	直近の整備済 基数(基) (令和2年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間	国土強靱化
浄化槽設置整備事業	2,642	280	2,043	R〇〇~R〇〇	-
公共浄化槽等整備推進事業	629	85	319	R〇〇~R〇〇	〇〇市国土 強靱化地域 計画
その他地方単独事業	10	2	32	R〇〇~R〇〇	-
合計	3,281	367	2,394		

2. 循環型社会形成推進地域計画の記載要領

(4) 施設整備に関する計画支援事業

- ◎ 施設整備に関する計画に対する事項…施設整備事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等（施設の集約化に係るものを含む）に関する事項

【解説】

◎ 上記(3)における施設整備に係る必要な調査業務等を交付金で行う場合について記載する。対象となる支援事業の内容は、以下の項目などである。

- ・用地、地質、地盤、地下水、埋蔵文化財等の調査及び測量業務など
- ・環境アセスメント（生活環境影響調査及び条例アセスを含む。）
- ・基本設計、発注仕様書の作成
- ・廃焼却炉解体前のダイオキシン類調査
- ・集約化に係る基礎調査、基本構想策定等
- ・その他施設の整備に直接必要な調査

◎ プラスチック容器包装廃棄物及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の両方を対象に実施する分別収集及び再商品化に必要な措置について、経過措置を受ける事業を確認するため、表6に「プラ要件化経過措置の提要事業」確認欄を追記すること。表6に記載する事業が経過措置を受ける場合は、確認欄に「○」を付すこと。経過措置の対象でない事業は「-」を付すこと。

*地域計画に新たに記載する事業である場合、または、令和4年4月1日以降に承認された地域計画に新規に記載された事業の継続事業である場合は、経過措置適用外となる。整備する事業が、令和4年3月31日以前に環境大臣の承認を受けた地域計画に記載済の事業である場合は、経過措置適用と判断する。

*離島地域、奄美群島、山村地域、過疎地域及び沖縄県に該当し、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置の実施が義務化されない場合は、「-」を付すこと。ただし、奄美群島、沖縄県以外については、構成市町村の状況により判断が異なる場合がある為、判断が困難な場合においては適宜環境省へ都道府県を通じて相談すること。

(5) 災害廃棄物処理計画策定支援事業

- ◎ 災害廃棄物処理計画（ただし、廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条に規定する一般廃棄物の処理に関する計画は除く。）の策定に必要な調査等を行うものである。

【解説】

◎ 大規模災害時においても災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、災害廃棄物対策指針等に基づき、災害廃棄物の仮置場の確保や一般廃棄物の処理を含めた災害時の廃棄物の処理方法及び当該施設の災害時の活用方法、さらに、災害廃棄物処理計画等に基づいた周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力体制の整備等について具体的に定めた災害廃棄物処理計画の策定に必要な調査等を行うもの。

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間	プラ要件化の経過措置の適用事業
1	〇〇地域マテリアルリサイクル推進施設整備 (事業番号1)に係る基本設計等調査事業	基本設計等	R6～ R7	-
	〇〇地域マテリアルリサイクル推進施設整備 (事業番号1)に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	R7	-
2	〇〇地域エネルギー回収型廃棄物処理施設整備 (事業番号2)に係る基本設計等調査事業	基本設計等	R4～ R5	○
	〇〇地域エネルギー回収型廃棄物処理施設整備 (事業番号2)に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	R6	○
3	〇〇地域エネルギー回収型廃棄物処理施設整備 (事業番号3)に係る基本設計等調査事業	地質調査 基本設計等	R5～ R7	-
	〇〇地域エネルギー回収型廃棄物処理施設整備 (事業番号3)に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	R7～ R8	-

(5) 災害廃棄物処理計画策定支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表7のとおり災害廃棄物処理計画策定支援事業を行う。

表7 実施する災害廃棄物処理計画策定支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
3	〇〇地域エネルギー回収型廃棄物処理施設整備 (事業番号3)に係る調査事業	災害廃棄物 処理計画策 定	R4

【注意点】

- ・計画支援事業、災害廃棄物処理計画策定支援事業の事業番号は関係する施設整備事業の事業番号を記載すること。複数の施設整備事業に関する場合は、すべての施設整備事業の番号を事業番号の欄に記載すること。
- ・プラスチック容器包装廃棄物及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の両方を対象に実施する分別収集及び再商品化に必要な措置について、経過措置を受ける事業を確認するため、表6に「プラ要件化経過措置の提要事業」確認欄を追記すること。表6に記載する事業が経過措置を受ける場合は、確認欄に「○」を付すこと。経過措置の対象でない事業は「-」を付すこと。

2. 循環型社会形成推進地域計画の記載要領

(6) その他の施策

- ◎ その他、施設整備や処理体制などに直接関係しない施策（情報収集、普及啓発、環境教育、調査、再生利用先の確保・再生製品の需要拡大などに関する事項）
- ◎ NPOや地域住民との協働、NPOや地域住民に対する助成などの事項
- ◎ 不法投棄対策に関する事項
- ◎ 災害時の廃棄物処理に関する事項

【解説】

地域の循環型社会を形成する上で必要な施策で(1)から(5)に該当しない施策やその他の施策について記載する。特に、基本方針に記載のある有料化に付随する問題でもある不法投棄対策や、災害時の廃棄物処理に関する事項については、十分な検討を行うことが望ましい。なお、生ごみ処理機の推進については、LCAの観点から十分な検討が必要である。

- ◎ 施策の内容については、可能な限り具体的に記述することとし、実施時期についても可能であれば記載する。
- ◎ 災害時の廃棄物処理に関する事項について、以下のとおり記載する。
 - ・ 災害廃棄物処理計画の策定状況について記載する。
 - ・ 災害時の廃棄物の処理について簡潔に記載する。
 - ・ 災害廃棄物の仮置場、最終処分場等が具体的に決まっている場合、可能な範囲で記載する。

(6) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大事業

メタンガス化施設整備後、同施設で製造されるたい肥については、製造量はおおむね×トン程度で、地域内での栽培作物、標準施肥量及び農地面積から地域内で消費可能な量であると考えられる。製造したたい肥については、地域内の農家に対して農協等の協力を得つつ、その使用について理解と協力を求め、安価で販売するほか、周辺地域の農家や家庭用としても販売を進める。

イ 廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電・使用済み小型家電のリサイクルについては、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

ウ 不法投棄対策

地域の町内会などと一体となった普及啓発により、分別区分の徹底を進めるとともに、パトロールの強化や街灯の設置などを行う。また、不法投棄の多い地域に啓発看板を設置するとともに、ごみカレンダーに不法投棄が犯罪である旨の記載をするなどし、不法投棄防止を図る。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

(地域計画内の全ての区市町村が策定済みの場合)

それぞれの市町村が策定した災害廃棄物処理計画を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺地域との連携体制を構築する。

※仮置場 … ○○、××及び□□を候補地とする。

※最終処分場 … ○○○を候補地とする。

(未策定の区市町村が含まれる場合)

○○市においては策定した災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の処理を行う。

××市においては現在災害廃棄物対策指針および○○県災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物処理計画の作成を行っており、令和○○年度に策定予定である。災害時には△△地域災害廃棄物広域処理協定等に基づいた広域処理等により災害廃棄物の処理を行う。

2. 循環型社会形成推進地域計画の記載要領

4 計画のフォローアップと事後評価

◎ 進捗状況の把握、事後評価、計画の見直しなどに関する事項

【解説】

- ・進捗状況の把握は、計画目標と毎年の実績を対比させ、定量的な把握ができるようにする。
- ・この交付金制度では、計画のフォローアップと事後評価を行うことを必須としているので、地域計画においても明記しておく。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

〇〇地域各市町村は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、
〇〇地域各市町村、◇◇県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

4. 循環型社会形成推進地域計画の添付書類一覧

◎ 循環型社会形成推進地域計画

(添付資料)

- ・ 対象地域図
- ・ 計画開始前過去5年程度から目標年度までの各年度ごとの人口、事業所数、事業系・生活系総排出量、1事業所あたり・1人あたりの排出量、総資源化量、エネルギー回収量、最終処分量のトレンドグラフ
- ・ 地域内の施設の現況と予定（位置図）（浄化槽整備区域図及び浄化槽処理促進区域図を含む）
- ・ 現有及び新設予定の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ（災害が想定されない地域を除く。）
- ・ 国土強靱化地域計画（国土強靱化地域計画に明記された事業がある場合、その国土強靱化地域計画の名称を記載するとともに、該当ページの抜粋（記載箇所を赤枠）を添付する。（出典が分かるように国土強靱化地域計画の表紙も添付する、抜粋ページに出典の補足する等適宜分かりやすくすること。）
- ・ 災害廃棄物処理計画（令和10年度以降に焼却施設に着工し、災害廃棄物処理量の適用を受ける場合または令和7年度から令和9年度の間に補助率の嵩上げ措置を受けるものに限る）

－○ 様式1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表1

－○ 様式2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2
(地域内の計画事業を年度ごとにまとめたもの)

◇ その他参考資料として以下のものを添付。

使用する様式	対象とする施設整備及び事業
参考資料様式1 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）	リサイクルセンター、ストックヤード、容器包装リサイクル推進施設、灰溶融施設及び漂流・漂着ごみ処理施設
参考資料様式2 施設概要（分散型資源回収施設系）	分散型資源回収施設
参考資料様式3、3-2 施設概要（エネルギー回収施設系）	ごみ焼却施設、メタンガス化施設及びごみ燃料化施設
参考資料様式4 施設概要（有機性廃棄物リサイクル施設系）	ごみ飼料化施設及びごみたい肥化施設
参考資料様式5 施設概要（廃棄物運搬中継施設系）	廃棄物運搬中継施設
参考資料様式6 施設概要（最終処分場系）	最終処分場、可燃性廃棄物直接埋立施設及び最終処分場再生事業
参考資料様式7 施設概要（し尿処理施設系）	汚泥再生処理センター及びコミュニティ・プラント
参考資料様式8 施設概要（浄化槽系）	浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業
参考資料様式9 計画支援概要	施設整備に関する計画支援事業及び災害廃棄物処理計画策定支援事業

※基幹的設備改良事業、基幹的設備改造事業については、対応する施設の様式を利用のこと。

※整備する施設ごとに記載すること。

様式1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域の概要

(1) 地域名	(2) 地域内人口	(3) 地域面積
(4) 構成市町村等名	(5) 地域の要件*	人口 面積 沖繩 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況		
組合を構成する市町村： 設立(予定)年月日：○○年○○月○○日設立、認可予定 設立されていない場合、今後の見通し：		

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年	過去の状況・現状(排出量等に対する割合)						目 標
	令和○○年度	令和△△年度	令和□□年度	令和××年度	令和●●年度	令和▲▲年度	
排出量	事業系 総排出量(トン)						
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)						
	生活系 総排出量(トン)						
	1人当たりの排出量(kg/人)						
再生利用量	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)						
	直接資源化量(トン)						
	総資源化量(トン)						
	エネルギー回収量 (年間の発電力量 MWH) (年間の熱利用量 GJ)						
	埋立最終処分量(トン)						

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

様式1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域の概要

(1) 地域名	○○地域	(2) 地域内人口	***,***人	(3) 地域面積	***km ²
(4) 構成市町村等名	○○市、△△町、□□村、○○一部事務組合	(5) 地域の要件*	人口	面積	沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見通し：	設立(予定)年月日：○○年○○月○○日設立、認可予定			

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状(排出量等に対する割合)						目標
	令和〇〇年度	令和△△年度	令和□□年度	令和××年度	令和●●年度	令和▲▲年度	
排出量	事業系 総排出量(トン)	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	令和●●年度 *,*** (R●●比**%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	***	***	***	***	***	令和 (R●●比**%)
	生活系 総排出量(トン)	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,*** (R●●比**%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	***	***	***	***	***	令和 (R●●比**%)
合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	**,***	**,***	**,***	**,***	**,***	**,*** (R●●比**%)	
再生利用量	*** (**) (%)	*** (**) (%)	*** (**) (%)	*** (**) (%)	*** (**) (%)	*** (**) (%)	
エネルギー回収量	—	—	—	—	—	—	
最終処分量	*,*** (**) (%)	*,*** (**) (%)	*,*** (**) (%)	*,*** (**) (%)	*,*** (**) (%)	*,*** (**) (%)	

指標は実情に応じて追加してよい

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃止却施設種別の有無 (解体施設の名前)	廃止却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	ブラスチック や商品化を実 施するための 施設整備事 業	備考

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	過去		現在の状況		現状		目標
	令和〇年度	令和△年度	令和□年度	令和×年度	令和●年度	令和▲年度	
総人口							令和■年度
公共下水道							
集落排水施設等							
合併処理浄化槽等							
未処理人口							

※ 参考として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付のこと。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容		整備予定内容		内容		備考
		基数	処理人口	開始年度	基数	処理人口	目標年次	

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付のこと。

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	過去の状況		現在の状況			目標
	令和〇年度	令和△年度	令和□年度	令和×年度	令和●年度	
総人口	** ,***	** ,***	** ,***	** ,***	20,000	令和▲年度 21,000
公共下水道	** ,*** ** ,**%	** ,*** ** ,**%	** ,*** ** ,**%	** ,*** ** ,**%	6,000 30.0%	令和▲年度 6,500 31.0%
集落排水施設等	** ,**% ** ,**%	** ,**% ** ,**%	** ,**% ** ,**%	** ,**% ** ,**%	780 3.9%	令和▲年度 830 4.0%
合併処理浄化槽等	** ,*** ** ,**%	** ,*** ** ,**%	** ,*** ** ,**%	** ,*** ** ,**%	2,220 11.1%	令和▲年度 4,220 20.1%
未処理人口	** ,***	** ,***	** ,***	** ,***	11,000	令和▲年度 9,450

※ 参考として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付のこと。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容		整備予定基数の内容			備考	
		基数	処理人口	開始年度	基数	処理人口		目標年次
浄化槽設置整備事業	□□村	** ,***	□□	□□	** ,***	□□	□□	
公共浄化槽等整備推進事業	□□村	***	□□	H○,○	** ,***	□□	□□	

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。(添付資料*)

・適宜、行を追加する
・新たな種類の施設を新設する場合は現有施設の内容欄は空欄のままでよい

様式 2

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号 ※1	事業名称 ※3 ※5	規模		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考 ※4	
			事業期間 ※4	単位	令和 〇〇年度	令和 〇〇年度	令和 〇〇年度	令和 〇〇年度	令和 〇〇年度	令和 〇〇年度	令和 〇〇年度	令和 〇〇年度	令和 〇〇年度			
※2		マテリアルリサイクル推進等に関する事業		終了	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		リサイクルセンター整備事業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		資源ごみ選別施設整備			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		破碎・選別施設整備			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		不燃品再生施設整備			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		展示施設整備			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		ストックヤード整備事業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		容器包装リサイクル推進施設整備事業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		分別回収拠点整備			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		小規模ストックヤード整備			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		簡易プレス機整備			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		ごみ収集車整備			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		灰溶融施設整備事業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		その他の施設整備事業等(施設名記)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○		資源回収等に関する事業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		分散型資源回収施設整備事業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○		エネルギー回収等に関する事業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		ごみ焼却施設整備事業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		メタンガス化施設整備事業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		ごみ燃料化施設整備事業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		その他の施設整備事業等(施設名記)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○		有機性廃棄物リサイクル推進に関する事業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		ごみ飼料化施設整備事業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		ごみとたい肥化施設整備事業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○		廃棄物選搬中継に関する事業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		サテライトセンター整備事業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○		最終処分に関する事業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		最終処分場整備事業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		最終処分場再生事業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○		処理処理に関する事業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		汚泥再生処理センター整備事業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		コミュニティプラント整備事業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○		浄化槽に関する事業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		浄化槽設置整備事業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		公共浄化槽等整備推進事業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○		施設整備に関する計画支援事業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
○		改善構築物処理計画策定支援事業			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		合計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4等に示す事業番号と一致させること。

※2 実施しない事業の欄は削除して構わない。

※3 同一施設整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

※4 事業が地域計画を跨ぐ場合は地域計画期間内の事業期間を記入し、備考欄に全体の事業期間を記載すること。なお、事業期間は交付対象外部分のみを行う期間も含む。

※5 焼却施設等の解体と新施設の建設を異なる事業主体が実施する場合は、それぞれの事業費を別行で記載すること。

様式 2

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2

事業種別	事業名称	事業番号	事業主体名称	規模	事業期間	国土強靭化地域計画	総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
							単位	開始	終了	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	令和7年度
〇マテリアルリサイクル推進等に関する事業	リサイクルセンター整備事業	1	〇〇組合	20t/日	R7	R8	〇	800,000	0	0	300,000	500,000	650,000	0	0	250,000	400,000		
〇エネルギー回収等に関する事業	メタンガス化施設整備事業	2	〇〇市	90t/日	R5	R8	—	3,441,000	0	1,000	40,000	1,500,000	2,941,000	0	1,000	1,300,000	1,600,000		
〇廃処理に関する事業	ごみ焼却施設整備事業	3	〇〇組合	100t/日	R7	R8	〇	1,300,000	0	0	0	300,000	1,100,000	0	0	300,000	800,000	全体事業: R7~R12	
〇浄化槽に関する事業	汚泥再生処理センター整備事業	4	〇〇村	60t/日	R4	R6	—	1,000,000	700,000	200,000	100,000	0	500,000	300,000	200,000	0	0		
〇施設整備に関する計画支援事業	浄化槽設置整備事業		△町	280基	R4	R8	—	78,230	18,230	15,000	15,000	7,620	75,000	15,000	15,000	7,000	15,000		
	公共浄化槽等整備推進事業		〇〇村	85基	R4	R8	〇	42,610	10,610	8,000	8,000	8,000	40,000	8,000	8,000	8,000	8,000		
	リサイクルセンター整備に係る計画支援事業	1	〇〇組合		R6	R7	〇	70,000			50,000		70,000			50,000	20,000		
	メタンガス化施設整備に係る計画支援事業	2	〇〇市		R4	R6	—	9,000	1,000	6,000	2,000		9,000	1,000	6,000	2,000			
	ごみ焼却施設整備に係る計画支援事業	3	〇〇組合		R5	R8	〇	143,000		32,000	9,000	20,000	143,000		32,000	9,000	82,000	20,000	
〇改善事業物処理計画策定支援事業	ごみ焼却施設整備に係る調査事業	3	〇〇組合		R4	R4	—	70,000	70,000	0	0	0	70,000	70,000	0	0	0		
								70,000	70,000				70,000	70,000					
								5,611,230	789,230	254,000	216,000	1,917,000	2,435,000	4,458,000	386,000	254,000	1,667,000	2,035,000	

〇〇一部事務組合 〇〇市、△町、〇〇村

【参考資料様式1】

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 _____

(1) 事業主体名	
(2) 施設名称	
(3) 工期 ※1	令和 年度 ~ 令和 年度 (全体：令和 年度 ~ 令和 年度)
(4) 施設規模	処理能力 t/日
(5) 処理方式	
(6) 地域計画内の役割 ※2	
(7) 廃焼却施設解体工 事の有無	有 無
「ストックヤード」を整備する場合	
(8) ストック対象物	
「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合	
(9) 容器包装リサイ クル推進施設の内訳	①分別収集回収拠点の整備 ・ごみの分別収集・処理方法 ・ごみ容器の種類・設置基数 ・建築物の構造 ②小規模ストックヤードの整備 ・施設規模 ・ストック対象物 ③簡易プレス機の整備 ・処理方法 ・処理能力 ・設置場所 ④電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備 ・導入台数（積載量） ・運行計画
「灰溶融施設」を整備する場合	
(10) スラグの利用計画	
(11) 総事業計画額 ※1	千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 千円(全体： 千円)
「要綱第5の2による交付をうける予定の場合	
(12) 施設減少数と対象市町 村増加数の合計	
(13) 本施設整備にあたり廃 止する施設(処理対象市町 村名)	施設名(処理対象市町村名) 施設名(処理対象市町村名) 施設名(処理対象市町村名)
(14) 広域化・集約化後の処理 対象市町村数(処理対象市 町村名)	処理対象市町村数(処理対象市町村名)

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。

施設概要（分散型資源回収施設系）

都道府県名 _____

(1) 事業主体名	
(2) 施設名称	
(3) 工期 ※1	令和 年度 ~ 令和 年度 (全体：令和 年度 ~ 令和 年度)
(4) 施設規模	処理能力 t/日
(5) 処理方式	
(6) 地域計画内の役割 ※2	
(7) 廃焼却施設解体工事 の有無	有 無
(8) 回収品目 (再生・処理手法 ：再生材の用途)	
(9) 回収量 (t/年)	
(10) リサイクル率 (リサイクル量/総排出量 ×100%)	
(11) 総事業計画額 ※1	千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 千円(全体： 千円)

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

【参考資料様式3】

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 _____

(1) 事業主体名	
(2) 施設名称	
(3) 工期 ※1	令和 年度 ～ 令和 年度 (全体：令和 年度 ～ 令和 年度)
(4) 施設規模	処理能力 t/日 (t/日× 炉)
(5) 形式及び処理方式	
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有 (発電効率 %) ・ 無 2. 熱回収の有無 有 (熱利用率 %) ・ 無
(7) 地域計画内の役割 ※2	
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 無
「ごみ燃料化施設」を整備する場合	
(9) 燃料の利用計画	
「メタンガス化施設」を整備する場合	
(10) バイオガス 熱利用率	k Wh/ごみ t
(11) バイオガスの利用 計画	
(12) 総事業計画額 ※2	千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 千円(全体： 千円)
「要綱第5の2による交付をうける予定の場合	
(13) 施設減少数と対象市町 村増加数の合計	
(14) 本施設整備にあたり廃 止する施設(処理対象市町 村名)	施設名(処理対象市町村名) 施設名(処理対象市町村名) 施設名(処理対象市町村名)
(15) 広域化・集約化後の処理 対象市町村数(処理対象市 町村名)	処理対象市町村数(処理対象市町村名)

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう利活用するかについても記載すること。

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 _____

※

計画 1 人 1 日平均排出量 (g)	
計画収集人口 (人)	
計画直接搬入量 (t/日)	
計画年間日平均処理量 (t/日)	
通知に基づく施設規模 (計画 1 人 1 日平均排出量×計画収集人口+計画直接搬入量)÷実稼働率	
災害廃棄物処理計画への受入の記載有無	
災害廃棄物処理量 (見込み%)	
災害廃棄物処理量を見込んだ通知に基づく施設規模	
適切な施設規模よりも大きいまたは小さい施設規模で整備する場合	
備考	

※すべて令和 6 年 3 月 29 日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理課長通知「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について (通知)」(以下「施設規模算定模通知」という。)に基づくものである。

○計画 1 人 1 日平均排出量(g)

整備する施設における対象となるごみにおける、直近 1 人 1 日当たりのごみ排出量の実績を基礎とすること。

なお、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」における一般廃棄物の排出量の削減目標を踏まえ、排出抑制施策及び集団回収等によるごみ減量効果等を的確に見込んで推計すること。

○計画収集人口 (人)

計画目標年次における (区域内の総人口) - (自家処理量人口) の値。

※計画目標年次における各人口は、過去 10 年間の当該区域の地域人口の実績値の動態をもとにすること。

○計画直接搬入量 (t/日)

目標年次における直接搬入量 (日量計算値) とする。

なお、過去の直接搬入量の実績、将来の収集計画等を考慮して算定すること。

※交付対象として加えることのできる直接搬入ごみ量は、一般廃棄物及び地方公共団体等が行う公共活動によって生ずる産業廃棄物に限るものとする。

※令和 6 年 3 月 29 日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理課長通知「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について (通知)」に基づき広域化を実施する場合は、その分のごみ量を見込むことができる。

※他のごみ処理施設から排出される焼却灰等を熔融等により処理する場合は、直接搬入ごみとして見込むことができる。

○計画年間日平均処理量 (t/日)

計画目標年次における年間処理量の日平均とする。

(計画 1 人 1 日平均排出量) × (計画収集人口) + (計画直接搬入量) の式にて算出。

※ エネルギー回収のあるなしに関わらず、令和 9 年度までの間に補助率の高し環境省資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知「通知」に基づく上限が適用

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 _____

※

計画1人1日平均排出量 (g)	<p>※すべて令和6年3月29日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理課長通知「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」（以下「施設規模算定模通知」という。）に基づくものである。</p> <p>○通知に基づく施設規模 施設規模算定通知2（1）に定める数値。 年間停止日数については、上限である75日を適用している。</p> <p>○災害廃棄物処理計画への受入の記載有無 施設規模算定通知3ウに従い、災害廃棄物対策指針等に基づき災害廃棄物処理計画を策定し、処理区域外からの災害廃棄物を受入れる旨を記載していれば「○」を選択すること。それ以外は「-」を選択すること。</p> <p>○災害廃棄物処理量（見込み%） 上記が「○」の場合のみ記載可能。それ以外はグレーセルになる。施設規模に対する災害廃棄物処理量の割合（%）の数字のみ入力すること。</p> <p>○適切な施設規模よりも大きいまたは小さい施設規模で整備する場合 上段「災害廃棄物処理量を見込んだ通知に基づく施設規模」と比較し、整備する施設規模が小さい場合・・・プルダウンより①または②を選択すること。 整備する施設規模が大きい場合・・・プルダウンより③を選択すること。</p> <p>※施設規模算定通知より、算定式で求められる規模より小さい施設を整備することができるのは、施設規模算定通知2（3）または3エのみ。 ※交付要綱別表1備考より、施設規模算定通知に基づく施設規模よりも整備予定の施設規模が大きい場合は、交付対象事業費の上限が適用される。</p> <p><選択肢></p> <p>① 施設規模算定通知2（4）を適用 ② 施設規模算定通知3エを適用 ③ 適正規模を超える場合は単費で整備する</p>
計画収集人口 (人)	
計画直接搬入量 (t/日)	
計画年間日平均処理量 (t/日)	
通知に基づく施設規模 (計画1人1日平均排出量×計画収集人口+計画直接搬入量)÷実稼働率	
災害廃棄物処理計画への受入の記載有無	
災害廃棄物処理量 (見込み%)	
災害廃棄物処理量を見込んだ通知に基づく施設規模	
適切な施設規模よりも大きいまたは小さい施設規模で整備する場合	
備考	

※ エネルギー回収のあるなし
9年度までの間に補助率の
源循環局廃棄物適正処理指
（通知）」に基づく上限が適

【参考資料様式4】

施設概要（有機性廃棄物リサイクル施設系）

都道府県名 _____

(1) 事業主体名	
(2) 施設名称	
(3) 工期 ※1	令和 年度 ~ 令和 年度 (全体：令和 年度 ~ 令和 年度)
(4) 施設規模	処理能力 t/日
(5) 形式及び処理方式	
(6) 地域計画内の役割	
(7) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 無

「ごみ堆肥化施設」を整備する場合

(8) 堆肥の利用計画	
-------------	--

「ごみ飼料化施設」を整備する場合

(9) 飼料の利用計画	
-------------	--

(10) 総事業計画額 ※1	千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 千円(全体： 千円)
----------------	-------------------------------------

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

【参考資料様式5】

施設概要（廃棄物運搬中継施設系）

都道府県名 _____

(1) 事業主体名	
(2) 施設名称	
(3) 工期 ※1	令和 年度 ~ 令和 年度 (全体：令和 年度 ~ 令和 年度)
(4) 施設規模	処理能力 t/日
(5) 形式及び処理方式	ごみ種別（可燃・不燃・その他（ ））
(6) 地域計画内の役割	
(7) 広域化・集約化内容	
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 無
(9) 総事業計画額 ※1	千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 千円(全体： 千円)

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

【参考資料様式6】

施設概要（最終処分場系）

都道府県名 _____

(1) 事業主体名			
(2) 施設名称			
(3) 工期 ※1	令和 年度 ~ 令和 年度 (全体：令和 年度 ~ 令和 年度)		
(4) 処分場面積、容積	総面積 m ²	埋立面積 m ²	埋立容積 m ³
(5) 処分開始年度 及び終了年度	埋立開始 令和 年度 埋立終了 令和 年度		
(6) 跡地利用計画			
(7) 地域計画内の役割			
(8) 廃焼却施設解体工事 の有無	有 無		
(9) 総事業計画額 ※1	千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 千円(全体： 千円)		

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

【参考資料様式7】

施設概要（し尿処理施設系）

都道府県名 _____

(1) 事業主体名	
(2) 施設名称	
(3) 工期 ※1	令和 年度 ~ 令和 年度 (全体：令和 年度 ~ 令和 年度)
(4) 施設規模	処理能力 k1/日
(5) 形式及び処理方式	
(6) 地域計画内の役割 ※2	
(7) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 無

「汚泥再生処理センター」を整備する場合

(8) 資源化の方法	
(9) 資源化物の利用計画	

「コミュニティ・プラント」を整備する場合

(10) 計画処理人口及び 面積	人口 人 面積 m ²
(11) 計画地域の性格	

(12) 総事業計画額 ※2	千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 千円(全体： 千円)
----------------	-------------------------------------

※2 し尿処理施設の基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、汚泥再生処理センターを整備する場合は、し尿・浄化槽汚泥と併せて処理する生ごみ等の有機性廃棄物が何であることを記載すること。

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

【参考資料様式8】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 _____

(1) 事業主体名	
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業・公共浄化槽等整備推進事業の別を記載する。 双方の事業を実施する場合には、それぞれ別業に分けて作成する。
(3) 事業の実施目的及び内容	
(4) 事業期間 (生活排水処理基本計画期間)※生活排水処理基本計画をもって地域計画に代える場合に括弧書きで記載。	年度 ～ 年度 (年度 ～ 年度)
(5) 事業対象地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他 該当する対象地域を選択する。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	基 (人分)			
6～7人槽	基 (人分)			
8～10人槽	基 (人分)			
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
雨水貯留槽等 再利用	基			
改築費(災 害)	基			
改築費(長寿 命化)	基			
少人数高齢世 帯負担軽減事 業	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合 計	基 (人分) ※基数の合計には、宅内配管費、 撤去費、改築費を除く。			

【公共浄化槽等整備推進事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	基(人分)			
6～7人槽	基(人分)			
8～10人槽	基(人分)			
11～15人槽	基(人分)			
16～20人槽	基(人分)			
21～25人槽	基(人分)			
26～30人槽	基(人分)			
31～40人槽	基(人分)			
41～50人槽	基(人分)			
51人槽以上	基(人分)			
共同浄化槽	人槽 基(戸数)			
宅内配管費		基		
撤去費		基		
雨水貯留槽等 再利用		基		
改築費(災害)		基		
改築費(長寿 命化)		基		
事務費				
少人数高齢世 帯負担軽減事 業		基		
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	調査費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	基(人分) ※基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く。			

計画支援概要

都道府県名 _____

(1) 事業主体名			
(2) 事業目的	_____ 施設整備のため		
(3) 事業名称			
(4) 事業期間 ※1	令和 年度 ~ 令和 年度 (全体：令和 年度 ~ 令和 年度)	令和 年度 ~ 令和 年度 (全体：令和 年度 ~ 令和 年度)	令和 年度 ~ 令和 年度 (全体：令和 年度 ~ 令和 年度)
(5) 事業概要			
(6) 総事業計画額 ※1	千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 千 円(全体： 千円)	千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 千 円(全体： 千円)	千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 千 円(全体： 千円)

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

事務連絡
令和5年10月30日

各地方環境事務所
資源循環課 御中

環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

循環型社会形成推進地域計画を新規作成・変更する場合等の取扱いについて

循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）を変更する場合の取扱いについて、令和4年3月31日付け事務連絡にて定めておりましたが、今後は、新規作成する場合を含め、以下のとおりとしますので、ご対応いただきますとともに、管内都道府県へ周知願います。

なお、令和4年3月31日付け事務連絡については、廃止します。

1. 地域計画に係る提出書類の様式の変更・追加

従来の様式1～3を別紙様式に変更し、都道府県が進達する際に提出する文書を別紙様式2として追加するとともに、様式番号を下記のとおり整理する。

（参考）

- 別紙様式1-1・・・市町村等が新規に地域計画を提出する際に提出
- 別紙様式1-2・・・市町村等が変更承認事項に該当する地域計画を提出する際に提出
- 別紙様式1-3・・・市町村等が変更報告事項に該当する地域計画を提出する際に提出
- 別紙様式2-1・・・都道府県が新規地域計画を進達する際に提出
- 別紙様式2-2・・・都道府県が変更承認地域計画を進達する際に提出
- 別紙様式2-3・・・都道府県が変更報告地域計画を進達する際に提出
- 別紙様式3・・・変更理由書

2. 新規地域計画の提出について

新規に作成した地域計画を提出する場合は、市町村等が2.(1)に定める書類を各都道府県に提出すること。各都道府県は2.(1)に定める書類の内容について確認し、適正と認められる場合は、下記2.(2)に定める書類を添えて地方環境事務所宛てに提出すること。提出は、政府全体で押印省略及び電子申請を推進していることに鑑み、提出書類に責任者・担当者の氏名（フルネーム）、連絡先等を記載するとともに、PDF化した後に、電子メールにて指定されたメールアドレス宛てに提出すること。

各地方環境事務所は、提出された書類の内容を確認した後、本省廃棄物適正処理推進課へ送付すること（承認は本省廃棄物適正処理推進課において実施）。

(1) 市町村等の提出書類

- ・新規承認申請書【別紙様式1-1】

※地域計画作成者（地域計画を作成した全ての市町村等の長）から環境大臣宛てに提出すること。

- ・地域計画全文（添付書類含む）

(2) 都道府県の提出書類

- ・新規承認進達文【別紙様式2-1】

3. 変更承認が必要な地域計画の提出について

計画の根幹に係る変更をする場合については、環境大臣の承認を得るものとする。

具体的には、別紙「比較表」の変更承認事項に示す項目を変更しようとする場合、又は新規に交付金の交付対象事業を追加する場合は、市町村等が3.(1)に定める書類を各都道府県に提出すること。各都道府県は3.(1)に定める書類の内容について確認し、適正と認められる場合は、3.(2)に定める書類を添えて地方環境事務所宛てに提出すること。(但し、計画の根幹に影響を与えない名称や文章表現の変更については除く。)提出は、2.に記載したとおり、電子メールにて指定されたメールアドレス宛てに提出すること。

各地方環境事務所は、提出された書類の内容を確認した後、本省廃棄物適正処理推進課へ送付すること(承認は本省廃棄物適正処理推進課において実施)。

(1) 市町村等の提出書類

- ・変更承認申請書【別紙様式1-2】

※地域計画作成者(地域計画を作成した全ての市町村等の長)から環境大臣宛てに提出すること。

- ・変更理由書【別紙様式3】
- ・変更後の地域計画全文(添付書類含む)
- ・変更箇所の見え消し修正を反映した地域計画全文(添付書類含む)
- ・(スライド条項適用対象の交付対象事業費を増額する場合)スライド条項の適用について協議・締結していることがわかる公文書の写し

(2) 都道府県の提出書類

- ・変更承認進達文【様式2-2】

※環境大臣宛てに提出すること。

4. 変更承認が不要な(変更の報告とする)地域計画の提出について

計画の根幹まで影響を与えない変更を行う場合は市町村等から環境再生・資源循環局長へ報告するものとする。

具体的には、別紙「比較表」の変更報告事項に示す項目を変更するような承認の必要のない変更全てについて、市町村等が4.(1)に定める書類を各都道府県に提出すること。各都道府県は4.(1)に定める書類の内容について確認し、適正と認められる場合は、4.(2)に定める書類を添えて各地方環境事務所宛てに変更報告書等を提出すること。提出は、2.に記載したとおり、電子メールにて指定されたメールアドレス宛てに提出すること。

各地方環境事務所は、提出された書類の内容を確認した後、本省廃棄物適正処理推進課へ送付すること。

(1) 提出書類

- ・変更報告書【別紙様式1-3】

※地域計画作成者(地域計画を作成した全ての市町村等の長)から環境再生・資源循環局長宛てに提出すること。

- ・変更理由書【別紙様式3】

- ・ 変更後の地域計画全文（添付書類含む）
 - ・ 変更箇所の見え直し修正を反映した地域計画全文（添付書類含む）
- (2) 都道府県の提出書類
- ・ 変更承認進達文【様式2-3】
- ※環境再生・資源循環局長宛てに提出すること。

5. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に伴う設計変更の場合の特例について

令和2年5月27日付け環循適発第2005272号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知「循環型社会形成推進交付金等事業における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」及び令和2年5月27日付け事務連絡「循環型社会形成推進地域計画を変更する場合の取扱いについて」において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に伴う設計変更の場合について取扱いを連絡しているところであるが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されることに合わせ、当該取扱いは廃止する。

6. 「地域計画」に計上された事業費等の取扱いについて

地域計画（総括表2）における「事業費」「交付対象事業費」等の計数は、事業規模や整備計画等の適正性及び全国の需要等を把握するために記載を求めているものであり、記載された金額の交付を保障するものではない。

本交付金は予算補助であり、単年度ごとの市町村等からの要望を踏まえ、国の各年度の予算の範囲内で交付することを改めてご承知おき願いたい。

【別紙様式 1—1】

番 号
日 付

環境大臣 宛て

○ ○ ○ 市 長
△ △ △ 町 長

○○○市（○○○地域）循環型社会形成推進地域計画の承認について

循環型社会形成推進交付金交付要綱第8の規定に基づき、循環型社会形成推進地域計画を別添のとおり提出します。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号、Eメールアドレス）

【別紙様式2-1】

番 号
日 付

環境大臣 宛て

○ ○ ○ 知 事

令和○年度循環型社会形成推進地域計画の新規承認について（進達）

下記の市町村等より標記につき別紙のとおり提出があり、その内容を確認したところ適正と認められるので、循環型社会形成推進交付金交付要綱及び交付取扱要領等に基づきこれを承認されたく進達します。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号、Eメールアドレス）

【別紙様式 1 - 2】

番 号
日 付

環境大臣 宛て

○ ○ ○ 市 長
△ △ △ 町 長

○○○市（○○○地域）循環型社会形成推進地域計画に係る変更承認について

令和○年○月○日付けで承認のあった（変更報告をした）○○○市（○○○地域）循環型社会形成推進地域計画を別添のとおり変更したいので、承認方よろしくお願ひします。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号、Eメールアドレス）

【別紙様式2-2】

番 号
日 付

環境大臣 宛て

○ ○ ○ 知 事

令和○年度循環型社会形成推進地域計画の変更承認について（進達）

下記の市町村等より標記につき別紙のとおり提出があり、その内容を確認したところ適正と認められるので、循環型社会形成推進交付金交付要綱及び交付取扱要領等に基づきこれを承認されたく進達します。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
（1）責任者の所属部署・職名・氏名
（2）担当者の所属部署・職名・氏名
（3）連絡先（電話番号、Eメールアドレス）

【様式 1 - 3】

日 付

環境省

環境再生・資源循環局長 宛て

○ ○ ○ 市 長

△ △ △ 町 長

○○○市（○○○地域）循環型社会形成推進地域計画に係る変更報告について

令和○年○月○日付けで承認のあった（変更報告をした）○○○市（○○○地域）循環型社会形成推進地域計画の変更について、別添のとおり報告します。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号、Eメールアドレス）

【様式2-3】

日 付

環境省

環境再生・資源循環局長 宛て

○ ○ ○ △ △

令和○年度循環型社会形成推進地域計画の変更報告について（進達）

下記の市町村等より標記につき別紙のとおり提出があり、その内容を確認したところ適正と認められるので、循環型社会形成推進交付金交付要綱及び交付取扱要領等に基づきこれを報告したく進達します。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号、Eメールアドレス）

【様式3】

変更理由書

<p>(当初の計画内容)</p>
<p>(計画の変更の原因及び変更の必要性)</p>
<p>(変更後の計画内容)</p>

【様式3】記載例1

変更理由書

(当初の計画内容)

本市では令和〇〇年度から令和〇〇年度までの3ヶ年で最終処分場の整備事業を行っている。現在最終処分場の浸出水が下流域へ流出しないようグラウト工法に基づく鉛直遮水工事を施工している。

当初設計では複列の4次孔まで行い薬液を注入して、不透水改良による遮水効果を発揮できると判断していた。

(計画の変更の原因及び変更の必要性)

当初の設計に基づき遮水工事を実施したところ、予想と異なり、透水試験値の目標を達成することができず、追加の遮水工事が必要となった。

(変更後の計画内容)

遮水工事について、7次孔を目途にボウリングと薬液注入処理を施工することとし、令和〇〇年度は6次孔まで、令和〇〇年度は7次孔までの遮水工事を進めることとなったため、これらの追加工事に係る事業費の増額が必要となった。

【様式3】記載例2

変更理由書

(当初の計画内容)

当初計画では、一般廃棄物等の処理目標を達成するため、マテリアルリサイクル推進施設（リサイクルセンター）は、鉄筋造2階建ての建屋（延床面積〇〇〇㎡）に選別コンベアライン、2軸破碎機、ガラス破碎機、圧縮梱包機等の機械を設置し、必要なストックヤードを屋内に確保する計画としていた。

(計画の変更の原因及び変更の必要性)

計画当初より「分別・リサイクル」を推進してきた結果、住民に十分浸透し、総資源化量が増加するとともにごみの分別が正確に行われるようになった。そのため、当初計画の施設規模を縮小することが可能となった。

(変更後の計画内容)

マテリアルリサイクル推進施設について施設規模を縮小するとともに、設置機械を手選別コンベアと2軸破碎機のみとし、事業費を減額することとなった。

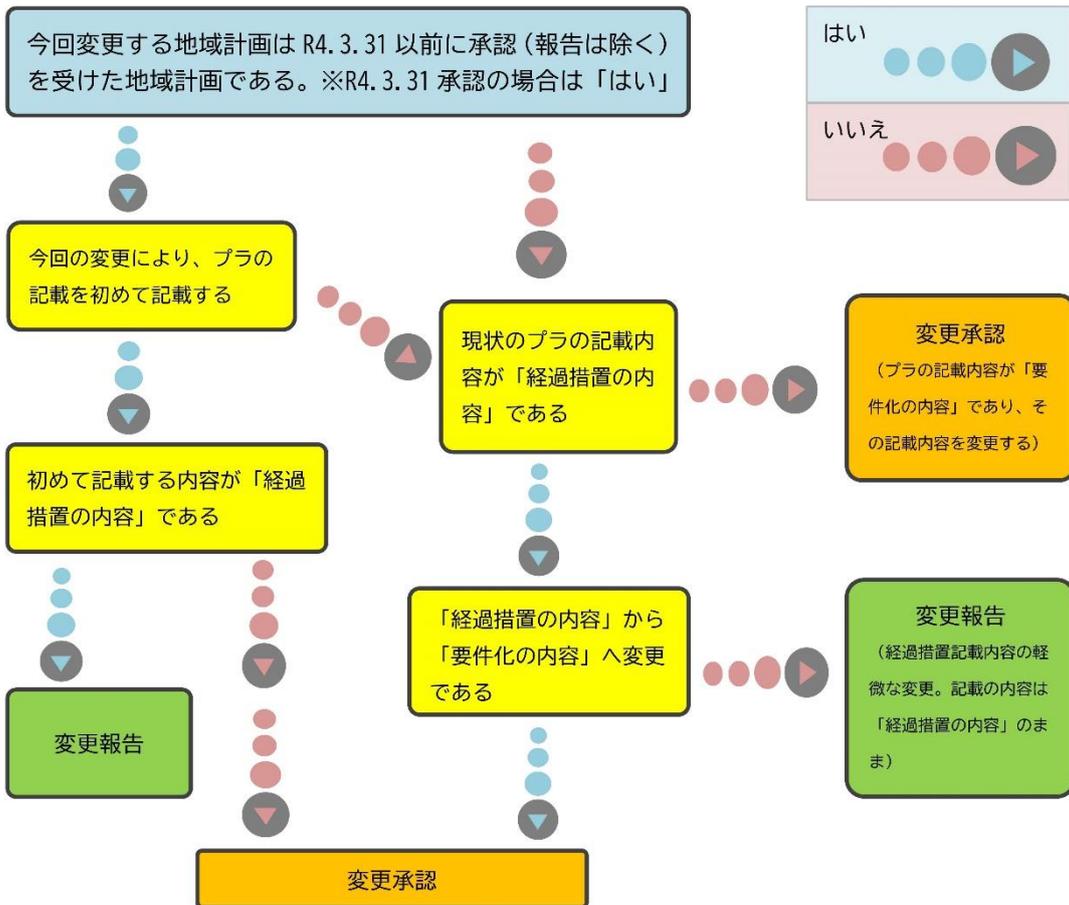
別紙 比較表

考え方の原則 (例外あり)	承認事項 ①変更したい事項を変更することにより、「2 循環型社会形成推進のための現状と目標」で定める目標値等に影響し、目標値等の変更も必要である場合 ②交付要件に関する事項を変更する場合 ③交付対象事業を追加する場合 ④交付対象総事業費の増額の場合 ⑤地域計画の性格を大きく変更する場合 例) 浄化槽事業のみの地域計画に廃棄物処理に関する事項を追加する。
注意事項	★【表の見方】 地域計画を変更する際に変更内容が変更承認事項なのか変更報告事項なのか、比較表を基に判断してください。変更承認事項に1つでも該当がある場合は、変更承認申請が必要です。 ★原則、交付申請の際の事業主名は地域計画と同一であるため、自治体名の変更に伴い、交付申請に影響がある場合は、従来の通り内示前に対応（承認申請・報告）すること。

変更する事項	変更承認事項 ※1つでも該当がある場合は、変更承認申請が必要	変更報告事項	備考	
1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	(1) 対象地域	地域の廃棄物行政・浄化槽行政が取組む対象地域の範囲の変更など、実質的な変更の場合 例) *広域化により新たに市町村を追加する。	対象地域の範囲について実質的な変更を伴わない場合。 例) *市町村名称の変更。	
	(2) 計画期間	期間を変更する場合 例) *5年間の計画を1年延長する。		期間の変更に伴い、目標値に変更が必要であるため。
	(3) 基本的な方向	地域の目指す姿、地域の特色に配慮した重点的な施策の方向を転換する場合	経費な変更の場合 例) *事業名称などの変更。	
	(4) こみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	実質的な内容を変更する場合 例) *検討状況に進展があったため追記する。 *新たな検討を開始したため追記する。	経費な変更の場合 例) *記載している施設等の名称変更。	
	(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	別添補足に沿って判断。	別添補足に沿って判断。	
2 循環型社会形成推進のための現状と目標	設定した数値を変更する場合（原則すべて） 例) *目標値を変更する。 *現状値を推測値から実数値に修正する。			
3 施策の内容	(1) 発生抑制、再使用の推進	有料化に関する内容を変更する場合	有料化に関する内容以外の事項の追加・変更・修正等の場合	
	(2) 処理体制		各体制の現状と今後に関する変更・修正等の場合 新たに記載項目を追加する場合 例) *あわせ産廃の現状と今後を新たに追加する。 表3に関する変更 例) *分別区分を変更する。	原則報告で構わない。
	(3) 処理施設等の整備	新たに施設整備事業を追加する場合 浄化槽整備事業が未記載の地域計画に、新たに浄化槽整備事業を追加する場合 ※既に「浄化槽設置整備事業」について記載がある地域計画に「公共浄化槽等整備推進事業」を追加する場合は「変更報告」扱いとする。 記載済の施設整備事業、浄化槽整備事業について目標値等の変更を伴う場合 例) *事業期間や施設規模を変更する。 *浄化槽整備計画基数を修正する。 国土強靱化の記載に関する事項を変更する場合 例) *「-」（記載なし）から変更する。 *新たに国土強靱化計画を追加する。	記載済の施設整備事業、浄化槽整備事業に関する追加・変更・修正等の場合 例) *事業名称や施設名称を変更する。 *施設規模や施設所在地、事業期間を変更する。 （目標値等に影響がない場合に限り） 国土強靱化の記載に関する事項を「-」（記載なし）に変更する場合	変更により「2 循環型社会形成推進のための現状と目標」の各数値に影響がある場合は、変更承認とする。
	(4) 施設整備に関する計画支援事業	交付対象施設整備事業の追加に伴い計画支援事業を追加する場合		承認事項以外は報告で構わない。
	(5) 災害廃棄物処理計画策定支援事業	廃棄物処理の解体に関する計画支援事業を新たに追加する場合		
	(6) その他の施策		その他の施策に関する追加・変更・修正等の場合	原則報告で構わない。
4 計画のフォローアップと事後評価	評価方法の変更等を行う場合			
様式 2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2	交付対象総事業費の増額の場合 ※各事業の交付対象事業費を合算し、変更前と比べて増額であれば「変更承認事項」と判断する。ただし「スライド条項適用対象の交付対象事業費」の増額は該当事業のみで判断する。 スライド条項適用対象の交付対象事業費を増額する場合	総事業費を増減する場合 交付対象総事業費を減額する場合	【総事業費】 各事業の交付対象外費用も含めた事業費の総合計を含む 【交付対象総事業費】 各事業の交付対象費用の総合計	
添付資料		各種資料（強靱化計画・ハザードマップ）の改定による差替えの場合 （ただし各種資料の記載内容について、地域計画の内容に影響がある場合は、必要に応じて事前に環境省へ確認すること）		
総括資料等	スライド条項の適用について協議・締結していることがわかる公文書の写しを新たに提出する場合			

別添補足

○このフローチャートは、承認済の地域計画において、本文1の「(5)プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容(以下「プラの記載」という)」について、内容を変更する際に使用する。
 ○変更する承認済の地域計画において、要件化の対象となる事業※が記載されていることが前提。
 ※交付要綱別表1の1~4, 6~8, 17(1~4, 6~8に該当する計画に係る事業に限る)
 ○全部過疎地域等の要件化に対する取り組み(プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を実施すること)が、免除される事業主体においても、このフロー図に基づき判断すること。
 ○適宜環境省・都道府県に相談すること。また、判定の結果「変更承認」となった場合であっても、審査の結果「変更報告」となる場合がある。



○「経過措置の内容」とは
要件化対象事業の記載がある地域計画であるものの、記載されている事業が、経過措置により要件化の対象とならない場合の本文1の「プラの記載」内容が、経過措置の適用を受ける旨の説明となっている。
 ○「要件化の内容」とは
要件化対象事業の記載がある地域計画において、記載されている事業が要件化の対象であるため本文1の「プラの記載」内容が、要件化の実施時期等に関する具体的な説明となっている。

事務連絡

平成22年1月28日

各都道府県

浄化槽行政担当部局 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課浄化槽推進室

浄化槽整備のみを行う場合における循環型社会
形成推進地域計画の取り扱いについて

日頃より浄化槽行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、浄化槽整備のみ行う市町村等において、平成22年度以降から始まる循環型社会形成推進地域計画（以下、「地域計画」という。）につき、生活排水処理基本計画（以下、「生排計画」という。）をもって地域計画に代える場合の取り扱いを以下のとおりとするので、管内市町村に対して周知されるようお願いいたします。

記

1. 現行の生排計画に、循環型社会形成推進交付金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第8の1. なお書きにより必要とされる事項の記載が無い市町村等は、当該生排計画の提出に加えて次の書類を作成することにより、地域計画に代えることができるものとして取り扱うこととする。

循環型社会形成推進地域計画作成マニュアルに示す地域計画の添付書類のうち

- ①様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1
- ②様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2
- ③参考様式5 施設概要（浄化槽系）

2. 1. により生排計画をもって地域計画に代える場合において、計画期間は当該生排計画の計画期間内で設定することとする。

2. 平成22年度当初内示要望にあたって地域計画を新規作成する場合であって、1. により基本計画をもって地域計画に代える場合においては、「循環型社会形成推進交付金に係る所要額調査 調査要領」に記載された提出期限にかかわらず、平成22年2月19日（金）までに提出することとする。

以上